

2019 年度大会
〈戦争の記憶〉をめぐる同時代史
歴史表現はどう向きあってきたか

日時：2019 年 12 月 7 日（土） 10:00～17:30

会場：日本大学法学部神田三崎町キャンパス 10 号館

自由論題報告（10:00～）

第 A 会場 【1031 教室】

黒岩 漠（一橋大学大学院）

焼跡・闇市における獣性表象

土井智義（日本学術振興会特別研究員）

米国統治下の沖縄における「琉球住民」－帝国主義と植民地国家の市民権という視点から考える

司会：瀬畑源

第 B 会場 【1032 教室】

趙沼振（東京外国語大学大学院）

日大全共闘を再記録する企て－「日大 930 の会」の活動を中心に

黒川伊織（神戸大学大学院）

戦後日本の科学者運動と原子力－原子核物理学者・水戸巖の足跡に視点を据えて

司会：鬼嶋淳（佐賀大学）

第C会場 【1041 教室】

山本真知子（同志社大学大学院）

森崎和江にとっての沖縄を考える

大野光明（滋賀県立大学）

太平洋を越えるベトナム反戦運動の経験と思想－沖縄におけるアメリカ人反戦活動家、留学生、反戦兵士による軍隊「解体」の試み

司会：櫻澤誠（大阪教育大学）

第四会場 【1042 教室】

ロメロ・イサミ（帯広畜産大学）

1960年代の日本の対キューバ政策－「キューバ糖依存説」の再検討

成田千尋（日本学術振興会特別研究員）

沖縄の韓国人慰霊塔建設をめぐる政治力学

司会：本庄十喜（北海道教育大学）

総会（12：50～13：20）【1011 教室】

全体会：〈戦争の記憶〉をめぐる同時代史－歴史表現はどう向きあってきたか－

（13：30～17：00）【1011 教室】

主旨説明：戸邊秀明（東京経済大学）

報告：

大門正克（早稲田大学）

「同時代史的検証としての同時代史的叙述」をめざすために
－1980～2010年代における杉原達の経験と思想を検証する－

丁智恵（東京工芸大学）

戦後日本の映像メディアにおける韓国・朝鮮イメージの変遷
－1960年代～90年代のテレビ・ドキュメンタリーを中心に－

コメンテーター：岩崎稔（東京外国語大学）、源川真希（首都大学東京）

司会：戸邊秀明（東京経済大学）、佐々木啓（茨城大学）

* 所属は大会当時のものです

全体会 ＜報告要旨＞

「同時代史的検証としての同時代史的叙述」をめざすために
—1980～2010年代における杉原達の経験と思想を検証する—

大門正克（早稲田大学）

はじめに

本シンポジウムで提起されていることは、〈戦争の記憶〉をめぐる同時代史の歴史表現の検証にあたり、歴史修正主義や認識論的な批判を前提にした1990年代以降の問題構成は、それ以前の議論とのあいだに「断層」を生じさせていること、90年代以前の議論の模索の継承可能性を追究するために、同時代の歴史表現の具体例を検証し、叙述の特徴、新自由主義への対抗、〈戦争の記憶〉への示唆、同時代史への視座を考察することである。

1970年代から90年代に、アジアにおける日本の戦争に向き合ってきた研究者として、私は、内海愛子、吉沢南、杉原達に学ぶことが多く、今回は杉原を取り上げる。報告にあたり、杉原の研究過程を同時代史的に検証する。同時代史的検証は、歴史の考察にあたり、私がくりかえしとってきた方法であり、今回は2つの視点で検証する。①今までの私の考察と同様に、杉原の研究過程を時間の経過のなかで検証することであり（以下の「1」と「2」）、②杉原は、歴史における空間と時間の認識を重視し、「越境」による空間認識の拡張と「経験」による時間認識の拡張を図ったことに留意する（以下の「3」）。本報告では②の視点を軸にしてシンポジウムの提起への応答を試みた（以下、紙幅の関係で詳しい出典は省く）。

1. 杉原達の同時代史的検証1 —テーマの拡張と反芻・更新—

最初に杉原の研究を時間の経過のなかで概観した。1980年代の杉原は、ドイツ帝国主義の社会史研究として「社会意識」を追究する。この時期の研究をまとめた杉原の『オリエントへの道：ドイツ帝国主義の社会史』（藤原書店、1990年）の終章では、「帝国主義の政策決定」の次元と「ひとりひとりの暮らしの中の帝国主義」の次元の関連の追究を課題に掲げ、「下からの社会史」が提起されている。国内の社会的権力状況、国際的な支配・従属関係のなかの位置、自らの日常性への批判的視点を備えた研究であり、90年代以降のテーマと認識の深まりがすでに胚胎している。

90年代から2000年代初頭になると、研究テーマを在日朝鮮人史と中国人強制連行に拡張する。在日朝鮮人史研究は、杉原『越境する民：近代大阪の朝鮮人史研究』（新幹社、1998年）に結実し、「くらし」の場の関係性・歴史性を問うなかで認識を

深めようとした。中国人強制連行の成果は、杉原の『中国人強制連行』（岩波新書、2002年）にまとめられ、文献資料、聞き取り、現場探訪を通じて、経験と思想をたえず反芻・更新し、認識を深めようとしている。その後の2000年代から現在は、杉原の「帝国という経験：指紋押捺を問い直す視座から」（『岩波講座アジア・太平洋戦争』第1巻、岩波書店、2005年）にみられるように、帝国の経験の反芻・更新がはかられている。

以上の経過のなかで、報告では1980年代から2000年代初頭までに照準を合わせた。

2. 杉原達の同時代史的検証2 —テーマの拡張・反芻・更新に至る同時代史—

概観した杉原の研究を同時代史の文脈に位置づけてみたい。

杉原は、関西大学に在籍した1980年代に在阪朝鮮人の調査研究を開始する。研究の出発にあたり、1983年に「ふたりの梁さんとの出会い」があったと述べており（『越境する民』「あとがき」）、80年代には、指紋押捺問題、入管問題のなかで、満州における指紋押捺問題の調査を中国で行っている。90年代～2000年代初頭になると、台湾に留学し、「東アジアの冷戦と国家テロリズム」シンポジウムのスタートになった1997年の台湾シンポジウムの開催にかかわり、「冷戦と高度経済成長」という問題把握と、そのもとでのアジアの戦争と戦後の歴史の「忘却」「欠落」という問題意識を鮮明にする。92年にはじめて秋田県大館市花岡を訪問して中国人強制連行の調査研究を開始し、95年には阪神・淡路大震災を経験する。

以上の過程には、通底する問題関心と認識の深まりがみられる。杉原は、過去と現在の往還、出会いと応答をくりかえすなかで、時間と空間の認識を深め、そのもとで帝国意識を反芻・更新し、近代の「知」と「学問」のあり方を考えている。ここでの認識の深化は、新自由主義を画期とするものではなく、冷戦と高度経済成長のもとでの帝国意識に照準が合わせられている。

3. 杉原達の同時代史的検証3 —認識の深まり、そして戦争への向き合い方—

杉原の同時代史的検証にとって重要なことは、「越境」（空間から問う帝国意識）と「現場性」（空間と時間から問う帝国意識）を軸にして認識を深めようとしたことである。

「越境」は、帝国意識をめぐる関係を問い直す視点であり、移動ではなく越境が方法として選ばれている。越境の議論にあたり、3つの次元の社会意識が設定される。レベルⅠ（政策、学知の次元）、レベルⅢ（民衆の出会いの次元）、レベルⅠ・Ⅲの「中間領域」のレベルⅡ（「表象の闘争の場」）であり、レベルⅢのくらしの次元で

レベルⅡの「表象の闘争の場」に目をこらそうとする。また、対面＝言説空間を設定し、地域のくらしに照準を合わせるなかで、落語「代書」や社会調査などのテーマを掘り下げ、「視野に入っているはずなのに見えていないという関係が成り立つ」

（『越境する民』p.16）作用を帝国意識の発現ととらえ、「越境」の視点から帝国意識の浸透と反作用を問い直そうとする。

「現場性」にかかわり、花岡、香港、中国の3つの「現場」が設定され、3つの現場で強制連行をめぐる過去と現在を往還する。これは、空間と時間の接点に視点を拡張するためであり、さらに、長い間放置されていた中国人強制連行に向き合うためのものであった。3つの現場に即して、文献資料の解説、聞き取り調査、現場探訪が行われ、なかでも、「いまの私たちを深いところで支えている思考方法」を「直視」し、「批判的に向き合う」ために、聞き取り＝「^{オーラル・ヒストリー}口述歴史がきわめて重要」だと杉原は述べる（『中国人強制連行』）。

「批判的に向き合う」ために3つの論点を設定されている。①戦争への「無関心」と「不在」、②代表性の不可能、③時間の作用である。①をめぐり、中国人強制連行の生存者の証言には3つの局面があるとする。(1)1930年代半ば～1946年頃（中国人強制連行・強制労働の実行と帰国）、(2)1980年代末まで（帰郷、文化大革命、中国で強制連行問題がしだいに出てくる）、(3)2000年代初頭に至る10数年間である。「冷戦と高度経済成長」のもとでくらす人びとは、(1)だけを「切り離して回顧し、それを過去のできごと」に「封じ込め」、(2)(3)には「無関心」でいる。このような思考方法こそ帝国意識のあらわれであり、どう「批判的に向き合う」か、と杉原は問う。

帝国意識のあらわれについて考えるために、杉原は③をめぐって自問を重ねる。とくに阪神・淡路大震災の経験による、自らの身体感覚と記憶のなかで、開発の圧倒的な力による時間と記憶の整序について考える。この思索をふまえ、「均質で空虚な時間」をめぐる議論の思索に向かう。この議論は、B・アンダーソン『想像の共同体』で行われていたものであり、国民国家の強力な「統合的な機能」と、他方で「分断を再生産」させることで、「均質で空虚な時間」の「システムのダイナミズム」が保証されるという議論である。これは、もともとベンヤミンの議論であり、ベンヤミンは「進歩史観」「歴史主義」への批判の一環として議論を展開した。これらをふまえ、杉原は、問題は、「均質で空虚な時間」のなかに「自己の主體的な立脚点を溶解させてしまっている」ことにあると受けとめる。

以上をふまえ、杉原はあらためて時間に思索を加え、時間には、人びとの経験自体を「過去のできごと」として切り離してしまう作用があること、阪神・淡路大震災をめぐり、「こんなものではない、という言葉にならない声が、身体のなかから滲みでてくる。今度こそ『均質で空虚な時間』の拡散に身を委ねるわけにはいかないの

だ」、「均質で空虚な時間」の「流れに巻き込まれながら巻き返す位置をどうとるのか」と自問する。歴史という場は「いまを積み込んだ過去」（ベンヤミン）が再措定されて浮上する場であり、「〈いま〉と〈特定の過去〉とを往還するような時間認識」に関心を持ち始める。

聞き取りを受けとめた杉原は、戦争経験の時間作用について考える。このなかで、中国人強制連行の証人になった呂学文の問わず語りは、『中国人強制連行』でもっとも印象的な叙述である。「行きつ戻りつする話題」、聞き取りのなかで立ち現れる時間は、必ずしも継起的なものではなく、戦争経験の時間作用をふまえれば、中国人強制連行の生存者証言の3つの局面は、連続的に進むものとは限らず、往還的で「多層な時間性」を視野に入れる必要がでてくる。「聞き取りという営みが、決定的な重要性をもつにちがいない」（『中国人強制連行』）。杉原の『中国人強制連行』は、以上のような認識をふまえて構想・叙述された著作である。

おわりに

報告ではこのあと、杉原の取り組みと本シンポジウムの関係に言及し、さらに、「未完の同時代史的叙述に向けて：呂学文の聞き書きと生活実践」として、杉原の『中国人強制連行』に必ずしも十分には反映されていない杉原の呂学文に対する聞き書きと叙述をとりあげ、『中国人強制連行』の今後の発展可能性にふれたが、ここでは紙幅の関係で省かせていただく。

本シンポジウムでの問題提起の「断層」をめぐっては、杉原の同時代史的検証の試みに学ぶことができる。杉原は、1990年代の画期ではなく、時間による「忘却」の作用に照準を合わせ、空間と時間の作用を問い直すなかで、戦後から2000年代に至るアジア／戦争／記憶といったポストコロニアルな問題を反芻・更新した。これらのもとで杉原は、「自己の主體的な立脚点」をたえず問い直し、認識を反芻・更新しようとした。身体を含めた問い直しと「聞き取りという営み」により、放置されていた〈アジアの戦争の記憶〉、人びとの経験にまでたどりつこうとしている。

ただし、杉原の経験と思想の反芻・更新には多くの困難も付随しており、杉原の営為からはきりひらかれた地平を確認できるとともに、とくに呂学文の聞き書きをめぐり未完の領域も残されている。杉原の経験と思想の反芻・更新をいっそう進めるうえで、この未完の領域の検討は重要な課題として残されている。

戦後日本の映像メディアにおける韓国・朝鮮イメージの変遷 —1960年代～90年代のテレビ・ドキュメンタリーを中心に—

丁智恵（東京工芸大学）

近年、メディアをめぐる技術は目まぐるしく進歩し、映像の表現方法も非常に豊かになっている。一方で、戦争や植民地支配を直接経験した世代の多くはこの世を去り、戦争を知らない世代は、直接の体験談を聞くよりも、映画やドラマ、ゲームなどのフィクションの中で戦争を「追体験」する機会が圧倒的に増加している。フィクションの世界に限らず近年のドキュメンタリー番組においても、アジアの戦争被害の問題はますます「不可視化」され、次世代への歴史の継承が危機に晒されている。

コロニアルな〈他者〉の忘却には、これまで様々な歴史的位相が存在してきた。戦後長い間、冷戦構造が大きな壁となってアジアの声を封印していたが、90年代には冷戦崩壊とアジアの民主化、昭和の終焉、機密文書の公開、そして国境を超えた市民運動の連帯などが起こり、それまで「国家の記憶」から排除されていたアジアの被害が現れるのを後押しし、それまでの昭和史に不協和音を与え、もう一つの戦後史を呈示した。90年代の「最盛期」の後、右派・保守派の巻き返しを受け、「退潮期」を迎え現在に至っている。この10年程の間に、テレビや映画などの映像作品のデジタル・アーカイブ化と公開が徐々に進みつつあり、映像に収められた過去の様々な記憶に関するアーカイブを用いた体系的な研究が可能になってきた。本報告においては、このような映像アーカイブを用いて、1960年代から90年代までのテレビ・ドキュメンタリーに描かれた韓国・朝鮮の表象を考察する。そこでは、過去についての特定の表現がどこまで‘真実’かを議論するよりも、人々が過去の意味を創造するプロセスの‘真摯さ’—「歴史への真摯さ (historical truthfulness)」 (Morris-Suzuki 2005) を検討・評価することが有益であるという立場に立ち、歴史に向き合う作り手たちの問題意識にも注目する。

ここでは、戦後日本のテレビをはじめとするマスメディアにおいて、「国家の記憶」から排除されてきた韓国・朝鮮はどのように現れてきたのか。また、「国家の記憶」と結びつく「公的な記憶」 (Gluck 2007) のゆらぎや矛盾に対して知識人やジャーナリスト、映像制作者たちはどのように抗ってきたのか、という問いを立て、1960年代から90年代を3つのフェーズ (第Ⅰ期：1960年代、第Ⅱ期：1970年代～80年代前半、第Ⅲ期：1980年代後半～90年代) に区分し、ポスト植民地時代の韓国・朝鮮の表象の変遷を重層的・多面的に考察することを目指す。

はじめに第Ⅰ期 (1960年代) について論じる。敗戦後、GHQによる占領を受け、「新生日本」が誕生したが、社会の諸制度は戦前や戦中からの連続性の上に成り立つ

ていた (Dower 1993=2010)。植民地主義の終焉は、第二次世界大戦の戦後処理という形でもたらされ、思考様式における植民地主義の解体はなされず (大沼 1985)、アジアに対する戦争責任や植民地責任の視点は抜け落ちていた。当時の在日朝鮮人は、南北分断の悲劇により「祖国」に帰るか生活の基盤がある日本に留まるか苦悩する不安定な状況であり、北朝鮮帰国事業 (1959 年開始)、日韓国交正常化 (1965 年) など冷戦下の政治情勢の影響を大きく受ける存在であった。在日朝鮮人を中心テーマとして描いた最初の本格的なドキュメンタリー番組『日本の素顔 日本の中の朝鮮』 (NHK、1959 年) が作られた時代には、小松川事件 (1958 年) や北朝鮮帰国事業の開始 (1959 年) などが背景にあり、在日朝鮮人に注目が集まり始めていた。また、日韓友好のシンボルとなった日本人女性を描いた『オンマ 韓国孤児を育てるある日本人の記録』 (NHK、1966 年) は、朝鮮動乱で孤児となった子どもたちを育てる永松カズを主人公として取り上げたドキュメンタリー番組である。永松は、朴正熙大統領から韓国名誉勲章を授与し「愛の理髪師」として有名な女性であり、子どもたちを育て上げ理髪学校を建てる資金を集めるために祖国・日本を訪問した。この番組は、韓国孤児を育てる「母」の感動物語となっていたが、日本が朝鮮半島を植民地支配したという事実は抜け落ちたままである。このように日韓国交正常化を意識した番組が作られる一方で、大島渚監督の『ノンフィクション劇場 忘れられた皇軍』 (1963 年) のような鋭い問題意識を持った番組も放送され、高度経済成長に酔いしれる日本社会に対し鋭い衝撃を与えた。

つづいて、第Ⅱ期 (1970 年代～80 年代前半) には、アジアの〈他者〉の顔が少しずつ現れ始めていた。この時代には、ベトナム反戦運動などをきっかけに、本多勝一の『中国への旅』や森村誠一の『悪魔の飽食』など、アジアに対する日本人の加害行為への言及がなされ始め、語りの主体は元日本兵などの男性から、銃後や空襲の体験を語る女性や本土復帰した沖縄の出身者、占領を受けた南洋諸島の人々へと広がっていく。ベトナム反戦運動 (1965～75 年)、沖縄返還 (1972 年)、日中国交正常化 (1972 年) など、アジアとの関係の中で国際的な政治変化が起こり、テレビ・ドキュメンタリーの中にも、少しずつアジアの他者の声が見え始め、この頃を転換期として、隣国韓国の政治情勢や、在日朝鮮人の権利問題などへの関心が高まり、アジア・太平洋戦争における中国や朝鮮半島をはじめとする諸国への加害責任について論じられる。この頃に在日韓国・朝鮮人に対するタブーに挑戦した作品に『NHK 特集 密航』 (NHK、1980 年) がある。この中では、ディレクター萩野靖乃がリポーターとして登場し、発話の責任を引き受け、「私」を主語に語っており、長崎県大村収容所の中の日常を記録し、密航者たちの素顔に迫っている。他にも、戦後補償問題について描いた番組『NHK 特派員報告 埋もれた 26 年～韓国原爆被爆者～』 (NHK、1971 年)

においては、日本や韓国内に居住する韓国人被爆者たちの苦しい生活の実情を取材し、その切実な訴えを聞いている。また、異色ながらも影響力の大きかった番組としては、深夜のワイドショー『11PM』の「シリーズ・アジアと共に生きる」（1982年）があり、70年代から稀に戦後補償問題に関する硬派なテーマを扱い、樺太残留朝鮮人、BC級戦犯、在韓被爆者、従軍慰安婦、関東大震災における朝鮮人虐殺などが取り上げられた。

さいごに第Ⅲ期（1980年代後半～90年代）には、冷戦対立が終焉し、アジアの民主化、昭和の終焉などが重なり、それまで「国家の記憶」から排除されていたアジアの戦争被害の実態が次々と問題提起されていった。記憶と歴史の主体という観点から、歴史が語り直されるようになったこの時代、戦争を直接経験していない世代に向けて映画やドラマ、漫画などの大衆文化を通じて新たなる歴史の集合的記憶が形成されていった。ドキュメンタリー番組においては、「昭和史」を振り返り天皇の戦争責任やそれまで語られていなかったアジアの戦争被害について取り上げる番組が次々と登場する。また、新自由主義の流れや放送法の改正などを経て公共放送のNHKはじめ多くの放送局が外部プロダクションに番組制作を委託するようになった。放送局に属さないフリーのジャーナリストなども制作を担当し、外国人、女性、非学歴エリート層など作り手が多様化していく。この時代には、元日本軍慰安婦が名乗り出て、本名と素顔をさらけ出し、カメラの前で戦時中の体験について語り始めた。彼女らの日常を描いた『ETV特集 50年目の従軍慰安婦』（NHK、1995年）は、フリージャーナリストの土井敏邦がソウルの「分かち合いの家（ナムムの家）」に長期間通いながら8ミリビデオを回して撮影した映像をもとに作られている。他にも、韓国人BC級戦犯問題を描いた『NHKスペシャル アジアと太平洋戦争(4) チョウ・ムンサンの遺書 シンガポールBC級戦犯裁判』（NHK、1991年）では、泰緬鉄道の建設に駆り出されたイギリス人やオーストラリア人の捕虜収容所で監視員をしていた朝鮮人青年趙文相が登場し、捕虜にビンタしたことを問われ死刑判決を受ける。番組では彼が処刑直前まで書き続けた遺書が読まれる。この時代には、テーマが多様化・重層化し、このようなテーマの番組数も圧倒的に増加していき、アジア・太平洋戦争や日本の植民地支配を受けた〈他者〉たちは、それまでよりもはっきりとした輪郭を持って日本人の前に立ち現れ始めたといえる。

以上、通史的にテレビ・ドキュメンタリーの変遷を追うことによって、90年代の戦後補償をめぐる鋭い視点を持った番組制作をめぐる「下地」ともいえる作り手の問題意識やネットワーク形成の成り立ちについて考察した。60年代に鋭い問題意識を持っていた硬派のドキュメンタリーは、70年代には深夜枠・地方局へと周縁化していくが、かえってその状況が戦争中の日本人の加害性や、「国家の記憶」から排除されて

いた人々の声を取り上げることが可能にし、韓国・朝鮮をはじめとする植民地問題に関連する重層的なドキュメンタリーを数多く生み出した。様々な方向から吹いてくる逆風を受け困難な局面に立たされても、作り手は編成・手法・組織形態などの面で試行錯誤を重ね、自らの批判的な視点を生かす努力をし、内外へネットワークを拡げ、あらゆる形態で制作を続けてきた。アーカイブを用いてメディアにおける過去の表象を体系的に考察することが可能になりつつある中で、今後、それぞれの時代に人々が歴史に真摯に向き合ってきたことを再評価・再検討し、教育や研究に役立て、東アジアの共通の財産にすることが可能かもしれない。

【主要参考文献】

- Dower, John, W. 1993 *Japan in War & Peace*, New York : New Press (=2010、明田川融訳『昭和 戦争と平和の日本』みすず書房)
- Gluck, Carol 2007 梅崎透訳『歴史で考える』岩波書店
- Morris-Suzuki, T. 2005 *The Past within Us : Media/Memory/History*, London : Verso. (=2004、田代泰子訳『過去は死なない：メディア・記憶・歴史』岩波書店)
- 大沼保昭 1985 『東京裁判から戦後責任の思想へ』有信堂

<コメント>

1970年代を踏まえて冷戦以後を見通すこととは

岩崎 稔 (東京外国語大学)

企画主旨文を拝読し報告者の陣容をうかがって、学会外のわたしにコメンテーターのお声がけをいただいたのは、どうやら少し行儀の悪いカラミ役が求められているらしいと理解しました。そこで、あえてその役に徹してみます。

個人的なことを持ち出して恐縮ですが、最近わたしは妙なインタビューを受けました。依頼者は韓国から留学している東大の学生でしたが、「1970年代に日本の高校生で、しかもアクティブだったひと」に話を聞きたいというのです。この方の論文のなかで、1968年の激しい日本の学生運動がいまでは跡形もなくなっているのは、それを次に繋ぎ損ねた70年代の世代に問題があったからではないかという仮説を立てており、だから、その当事者たちが当時何をし、それを今どのように反省しているのか聞きたい、というわけです。遠慮なく質問してくるこのインタビュアーによって、わた

しの70年代の記憶がうまく整理されるどころか、むしろそれをすっかり引っ掻き回されることになりました。実際、その日以来わたしはどこか調子が狂っています。

本日の企画・趣旨文の時代区分としても、90年代論の前の時代のまとめりとして、70年代という言い方をしています。このところ集合的記憶の論じ方としては、90年代以後の状況をひとつのまとめりとして主題化してきました。たしかにその時期を通して「戦争の記憶」という論点が表立ち、それによって歴史学の語りにすらゆらぎが生まれました。それは大きくは、第二次世界大戦以後の戦後秩序のなかで生きてきたサヴァイバーが亡くなっていく時期に入ったからだとも説明されてきました。また、90年代以後、冷戦秩序のもとで塩漬けにされていたさまざまな「凍てついた記憶」が、韓国や台湾では国家テロリズムの告発という形で露わにされたことも大きな役割を果たしました。「慰安婦」問題に典型的に示されているように、「記憶」の側からの問いかけが「歴史」に憑依したような時代でもありました。わたしもそれを、ときに「記憶論的な転回以後」と呼んできました。この時期は、ナショナルで内向きの「戦後の記憶」が、グローバルな別様の記憶に組み替わるチャンスも孕んでいましたが、90年代後半以後の歴史修正主義派のバックラッシュによってその可能性は果たされていません。

しかし、このシンポでは、その90年代への視線ではなく、その前、つまり「70年代以後」から考えてみたらどうかという設定になっています。そして、この70年代がわたしにとっては、混乱させられ引っかきまわされている個人的な記憶の問題でもあります。オイルショックを転機に高度経済成長がパラダイムチェンジし、運動や文化の面では60年代後半に高揚した学生叛乱の帰結として、連合赤軍事件や内ゲバ事件というように、左派的な文化や表象がはなはだしい自己撞着や自己破壊に陥った時期でもありました。戦後という時代の塊を、①70年代初めまでの戦後民主主義とそれに対するアンチテーゼの両方を抱えた時期、②それにつづく深い幻滅の70年代と80年代、③冷戦体制が崩壊して際限のない新自由主義的な再編にさらされている89年以後の今、という3つに分けてみます。そのとき②の70年代以後をどうとらえるのか、③の90年代以後については、それなりに論じられてきましたが、この70年代以後という設定からそれを見通すとどうなのか。これがここで問われていることです。

たしかにこの時期には、まだ術語としては「記憶」という言葉は登場していません。そして、申し上げたように①の時代との対比では深刻な幻滅と方向性喪失の時代でした。今日わたしたちがナショナリズムのことを考える場合にだれもが参照するベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』を思い出してください。実はあの本の書き出しも、70年代半ばすぎのベトナムによるカンボジア侵攻があり、それに対する懲罰として起こされた1979年の中越戦争の異様さから始まっています。中越戦争と

は、それまでベトナム反戦というあり方で成立していた正義をめぐる価値観が脱臼してしまった出来事でした。おさまりがつかない間の時代。インタビューのあとのわたしの失調感も、結局はこのおさまりのつかなさに一因があるのでしょう。

③にあたる 89 年以後の約 30 年間の帰結として、いまわたしたちは分断のなかにいます。開いたハサミの刃のように、一方では優れた歴史叙述と学問的蓄積がオーラル・ヒストリーも含めて、出来事の細部を確実に明らかにしてきました。実証研究という点で「慰安婦」問題にしても目覚ましい前進がありました。ところが、その他方で社会の集合的記憶としての「慰安婦」問題は、あるいは集合的記憶としての「戦争の記憶」は、深刻な劣化を示しているように見えます。「壊れてきている」と言いたくなるような惨状です。この缺状の乖離をどう考えるのか。もし「歴史表現の同時代的な課題」というのであれば、この乖離の問題について考えざるをえないのではないのでしょうか。それはもちろん政治家たちの、あるいはメディアの責任でもある。しかし、それも含めてわたしたちは残念ながら間違いなく失敗したのです。その失敗の感じがあるからこそ、その前、つまり 70 年代も引き入れてここで考えてみようというのでしょうか。たしかに、その失敗は、あえて厳しいことをいえば、誠実な努力をしてきたはずの歴史家たちの側にもあるのでしょうか。これがコメントとしては一点目です。

二つ目は、大門正克さんの報告についてです。ご報告をうかがい、見事に杉原達さんの「時空間的越境」を整理し言説化されていると思いました。わたしも、杉原さんのお仕事でもっとも感銘を受けているのは花岡鉦山の訴訟と「和解」の過程での現場性ともいうべきあり方でした。その息遣いがいかに重要なものであるのかを大門さんは明らかにされたのだと思います。しかし、あえて申し上げますが、個人としての杉原さんの軌跡を描くことで何が描かれたといえるのでしょうか。歴史叙述に関して、どういう構造が個人の問題を超えて特徴づけられうるのでしょうか。たしかに大門さんご自身が断られているように、ベトナム戦争をめぐるのは吉沢南さん、インドネシア地域史から B C 級戦犯の問題でもきわめて示唆的な仕事をされたひととしては内海愛子さん、そしてそれとならべて『オリентへの道』から「中国人強制連行」の問題へと越境された杉原さんを位置づけるというように、複数例のひとつとして考えられているのは分かります。たとえそうだとしても、それが構造ないしは潮流の問題として、つまり個人の研究史を超えたところでどう位置づけられるのか。それがそうした構造ないしは運動としてどう可視化できるのか。その展望をうかがいたいのです。もっと意地悪に、つまり行儀悪くいうと、いかに歴史家が誠実に個別課題に取り組んでいても、他方でさきほど述べた集合的記憶、「戦争の記憶」をめぐる劣化現象

が並行して進んでいるときに、それではある「ぬかり」が生まれはしないのか。ひどい言い方であることを承知でひとつ問いかけてみます。

三つ目は丁智恵さんの御報告についてです。企画者からの要請は、たしかに70年代から90年代という限定された時代のことを語ってほしいということでした。丁さんはその要求に的確に対応され、ドキュメンタリー研究として非常に示唆的で、とても多くを学ばせていただきました。しかし、ここでも行儀の悪いカラミ方をしますと、いま、この2020年になろうとする現在において、技術論的にも、メディア文化史的にも、構造転換が始まっている、ないしはそれがすでに起こってしまっているのではないのでしょうか。テレビ・ドキュメンタリー以前に、すでにテレビは観られていないのです。ネット分野やSNSという手段に移行しているとともに、その技術的転換によって歴史表現の内容も質も変わってしまっているはずです。そして、そこにこそ、民主主義すら脅かす深刻な問題が生まれています。丁さんご自身は、それをいかに捉えていらっしゃるのでしょうか。それをうかがいたいと思います。

日本政治史研究と「歴史表現」

源川真希（首都大学東京）

はじめに

ここでは「戦争の記憶」を作ってきた政治史研究の流れを、1990年代の変化を中心に探り、経済史や社会史・民衆史にも考察を加えつつ、①大門報告の方法の歴史的背景、②丁報告に関連して歴史学ないし政治史研究の「衰退」と「歴史表現」の変容を考える。

1. 1990年代を中心とした政治史研究の動向

「戦争の記憶」にかかわる政治史研究の関係を、戦後歴史学から現代歴史学への変容を視野に入れ整理する。

ファシズム論争は、伊藤隆の「勝利宣言」（伊藤1992）で決着が付く。ファシズム論による政治史・経済史研究は衰退し、戦争責任論に移行し、政治過程論分析が主流となる（安田・源川2002、黒沢2011）。天皇制国家論も急激に変化して（安田1987）、天皇の政治史がほぼすべてとなる。酒井哲哉（酒井1988）は、伊藤隆の「革新」派論とファシズム論がかみあったならば、実りある成果が生まれたであろうことを示唆した。しかし論争は消え去り、ファシズム論的な問題設定を引き継いだ雨宮昭一、高岡裕之、源川の研究もあるが、政治史研究の主流とはいえない。

現在の政治史研究の主流は、実証的政治史の系譜、つまり軍部の台頭のなかで議会や政党政治の統合機能への評価（村井 2005・2014、官田 2016）や、日常業務を確実にこなす官僚的合理性への期待としてあらわれる（米山 2015）。「戦時」のなかに「平時」の合理性が発見される。関連して経済史分野では、統制経済のなかでの「市場」や「利潤インセンティブ」が評価される（山崎 2015）。

他方、実証的政治史研究の中心的存在であった坂野潤治は、1990年代後半から社会民主主義者を軸とした政治史、社会的経済的格差是正と反戦の両立の困難性（坂野 1998）、「自由」と「平等」との関係や「格差」問題を論じ（坂野 2009）、社会史・思想史的領域に踏み込んだ。また伊藤隆は近年「ファシズム化」という表現を使っていることも指摘したい（伊藤 2009）。大政翼賛会形成過程での「革新」派と、「復古」派・現状維持派との憲法「改正」問題をめぐる文脈での、「ファシズム」という用語の使用法は、先のファシズム論争からみると極めて適切である。

2. 社会史・民衆史における変化 —大門の場合を中心に—

政治史研究の変化との関連で社会史・民衆史にふれる。もともと大門は、森武麿らの「大正デモクラシーからファシズムへ」という枠組みを共有し、社会経済史研究に取り組んだ。彼の最初の単著は農村研究の成果をもとに戦後の企業社会につながる日本社会の形成を論じたものだが、従来の、政治史とも密接な連関を有する社会経済史的分析からの変化がみられた（大門 1994）。さらに注目したいのは主体の「人間学分析」の重視である。これはオーラル・ヒストリー重視ともかかわった転換であり、研究対象の「構造」から「主体」への変化である。そこには人間の描き方への不満もみられるが、これは昭和史論争における亀井勝一郎の指摘が意識されている。

3. 1990年代の政治史を中心とした転換とその後 —論点の提示—

1990年代の転換をまとめ論点を提示したい。

① 1990年代の政治史の転換をどうみるか。ファシズム論争衰退後、政治過程論へのシフトがみられ、議会・官僚組織への評価と戦時のなかに「平時」を発見する観点が主流となる。他方、政治史における社会史・思想史的領域は、多くが本来の社会史・民衆史に解消し総力戦体制論などの関連で論じられた。同時にファシズム論争を引き継ぐ研究はマイノリティー化した。

② 「戦争と記憶」に関連する歴史表現の多様化について。政治史研究の変容の別の形でのあらわれとして「歴史表現」の多様化が生まれた。政治史と、社会史・思想史的領域が分離したこと、政治史研究がその分野に踏み込んでいないことは、一部の政治過程論による政治史研究者にも認識されている。エリート以外の人間の営みを視

野から落としたことへの自覚である（坂本 2013）。それは「歴史表現」多元化の必要性をもたらした。丁報告はドキュメンタリーのなかの在日朝鮮人を追い、彼らの戦後日本社会での位置を論じ、またディレクターという歴史を描く側にも着目した。こうした視角は、植民地支配研究の進展とも関連するが、それを越えて「歴史表現」の多元化から理解できるかも知れない。今回の企画は「歴史表現」とあるが、とにかく「戦争の記憶」を論じるのに、既存の政治史研究にはもはや頼れないことのあらわれなのか。

③ 最後に現在と政治史研究、歴史学の位置について。リベラルデモクラシーの統治能力、戦時における「平時」や「市場」の再発見は、今の時代状況を反映している。他方、現在の歴史学研究の視角に関わって、植民地主義克服について重要な議論がある（小沢ほか 2019）。つまり南アフリカの事例のように植民地主義克服が、新自由主義的政策と連動しているという指摘である。さらに人間学的分析、言い換えれば歴史をみる主体にこだわる方法の、歴史的位置も考える必要があろう。

【文献】

伊藤隆「近現代 一」（『史学雑誌』102-5「1992年の歴史学界 回顧と展望」、1993年5月）

伊藤隆「明治憲法発布百二十年に思う」（『明治聖徳記念学会紀要』46、2009年11月）

大門正克『近代日本と農村社会』（日本経済評論社、1994年）

小沢弘明・永原陽子・鈴木茂「〈鼎談〉1989年を世界史的に考える」（『思想』1146、2019年10月）

官田光史『戦時期日本の翼賛政治』（吉川弘文館、2016年）

黒沢文貴「戦後日本近代史研究の軌跡」（黒沢文貴／イアン・ニッシュ編『歴史と和解』東京大学出版会、2011年）

酒井哲哉「一九三〇年代の日本政治」（近代日本研究会編『近代日本研究の検討と課題』山川出版社、1988年）

坂本一登「政治史の復権をめざして：はじめに」（坂本一登・五百旗頭薫編『日本政治史の新地平』吉田書店、2013年）

坂野潤治「戦前日本の『民主化』の最終局面」（『社会科学研究』49-3、東京大学社会科学研究所、1998年1月、のち同『日本政治「失敗」の研究』光芒社、2001年）

坂野潤治『自由と平等の昭和史』（講談社、2009年）

村井良太『政党政治の成立 1918～27年』（有斐閣、2005年）

村井良太『政党内閣制の展開と崩壊 1927～36年』（有斐閣、2014年）

安田浩「近代天皇制国家試論」（藤田勇編『権威的秩序と国家』東京大学出版会、1987年）

安田浩・源川真希編『展望 日本歴史 19 明治憲法体制』（東京堂出版、2002年）

山崎志郎「戦時統制経済」（『岩波講座日本歴史 18 近現代 4』岩波書店、2015年）

米山忠寛『昭和立憲制の再建 1932～1945年』（千倉書房、2015年）

＜全体会参加記＞

安藤 護（首都大学東京大学院）

同時代史学会 2019 年度大会シンポジウムでは、「〈戦争の記憶〉をめぐる同時代史—歴史表現はどう向き合ってきたか」をテーマに、報告とそれに対するコメント、議論が展開された。1990 年代以前からの〈戦争の記憶〉と向き合う試みが、歴史修正主義や新自由主義が広がりを見せる 1990 年代以降の歴史表現とどうつながっているのか。報告とそれに対するコメント、その後の議論の内容を以下に記述する。

大門正克氏は、歴史研究者である杉原達（研究対象としての杉原氏の敬称は省略させていただく）の研究過程の同時代史的検証を試みた。杉原は、ドイツ帝国の「社会意識」、「帝国意識」研究から出発し、のちに在日朝鮮人や中国強制連行の研究を手掛けてきた人物である。報告を通じて大門氏は、人々の「歴史のなかの経験」を読み解く必要性を提示した。

丁智恵氏の報告は、1960～90 年代のテレビ・ドキュメンタリーを通史的に追うことで、「国家の記憶」から排除された韓国・朝鮮、具体的には在日朝鮮人などが戦後日本のマスメディアでどのように描かれてきたのかを明らかにした。

これに続く岩崎稔氏のコメントでは、大門氏が「個人としての」杉原を描くことでシンポジウムの問題提起に果たして答えられているのかという指摘、また報告で言及がなかった「1990 年代の断絶」についてどのように考えているのかという質問がなされた。丁氏に対しては、今の若年層がテレビを見なくなり SNS などの空間に移行しているなかで、歴史表現が変わっていくことをどう考えるのかという問題提起がなされた。

岩崎氏の指摘に対し、大門氏は、〈戦争の記憶〉の同時代史を検証・叙述するためには、人々の経験、生活世界の側から同時代史を捉え返す作業が必要ではないかと答えた。質問に対しては、時間の経過のなかで整理することは容易ではなく、そうする

ことによって見えなくなるものがあるのではないかと、「1990年代の断絶」とは違う見方を示した。

丁氏は、オンラインの映像媒体では個々人の嗜好に合うものだけを視聴する傾向が強く、他者との対話が減るのではないかと指摘した。また、「アーカイブ研究の新時代」といわれる今日では、映像媒体を戦争資料として活用できるようになるのではないかという展望を示した。

源川真希氏のコメントでは、政治史研究の動向の整理と政治史の立場からの論点の提示がなされた。政治史研究の変化の過程との関連で、社会史・民衆史の動向にも言及した。シンポジウムの論題に歴史表現という言葉を用いたことについて、既存の政治史研究にはもはや頼れないということなのか、と企画側の意図を問うた。丁氏に対しては、歴史表現の多様性という文脈からテレビ・ドキュメンタリーを位置付ける必要があるのではないかと指摘した。また大門氏に対して、大門氏の研究対象が「構造」から「主体」へ変化しているのではないかと指摘しつつ、「人間学的分析」という視角から歴史を分析することでいかなる現状へのメッセージを発信しようとしているのか、と問いかけた。

源川氏の質問に対して司会の戸邊秀明氏は、政治史であれば政治史研究者といったように、歴史を表現する主体に着目することで「表現者」という位相を捉えなおす狙いがあったと説明した。

源川氏の問いかけを受ける形で、報告者とコメンテーターから最後に一言コメントをする時間が設けられた。大門氏は、源川氏に対しては政治史だけではなく「政治的契機」の部分で議論を組み立てなおすとうなるのか、岩崎氏には地域史の側から全体史の側にどう投げ返すのか、いずれ聞いてみたいと両氏に投げかけた。丁氏は、メディア研究者として、学際的な試みの場において政治史、歴史学の立場から議論・コメントされるのは非常に貴重な機会であったと述べた。

最後に、筆者の感想を述べたい。本シンポジウムでの両氏の報告では、歴史研究やテレビ・ドキュメンタリーといった歴史表現の内容・テーマの変化のみならず、その歴史表現の主体を取り巻く状況や問題意識の変化についてももうかがい知ることができた点で非常に興味深かった。とくに丁氏の報告の、歴史表現の主体としてテレビ・ドキュメンタリーの製作者に着目する視点は新鮮であるように感じた。本シンポジウムからは様々な示唆を得ることができた。時間の関係上、政治史と社会史・民衆史のそれぞれの研究動向をどのように結び付けていくのかということについては議論を深めることができなかったが、この論点については、今後の議論の深化が期待される。

自由論題報告

<報告要旨>

焼跡・闇市における獣性表象

黒岩 漠（一橋大学大学院）

本報告では、第二次世界大戦直後の焼跡・闇市の世界に目立って現れた、新聞記事や小説、映画、学術論文などで人間を〈獣〉として、あるいは〈野生的なもの〉、剥き出しの〈肉体〉として表現したさまざまな表象を獣性表象と呼び、取り上げた。そしてそれらの表象を、たとえば藤田省三が焼跡世界をホップズ的自然状態——すなわち、ホップズ自身において〈人間は人間に対して狼〉であるという一つの獣性表象を呼び込む状態——として論じた議論（「『五・一九』前史」、同『戦後精神の経験 I』みすず書房、1998年ほか）などを参照することをおして、焼跡世界における政治的なものという主題のなかに位置づけることを狙った。結論から言うと、これらの獣性表象は、一方では国家主権が、パンパンと呼ばれた娼婦たちや浮浪児と呼ばれた子どもたちなど、この表象に結びつけられた人びとを排除する動きを強化しており、しかし他方では、国家的秩序による「保護」に依らない、〈獣〉としての高度な自発性の表現ともなっていたのである。

以下では、本報告で触れた焼跡世界におけるさまざまな媒体で散見された獣性表象をいくつか紹介しよう。たとえば、1946年1月4日の『朝日新聞』では、上野動物園の正月を取材した記事が掲載されている。そこでは動物たちが戦禍で罪も無く死んでいった動物園の内部よりも、そこから一步出た外の方がはるかに獣的であるというかたちで話が締められている——「スナワチ、『虎』視眈々、乗込みの先がけを狙う上野駅、『豺狼』の如き剽盗の巢、不忍池畔、喪家の『犬』にも似たルンペンのおづくる地下鉄など、人間動物園のテンヤ、ワンヤ」。記事は、このような逆転を上野という焼跡世界の代表的な場所を舞台に描くことで、焼跡世界の典型的な獣性表象を示している。そこでは虎や狼といった狡知や凶暴さの表現とともに、（喪家の）犬というかたちで無力、虚脱、みすばらしさも表現されており、この二つの方向のもとに獣性に付与されている意味範囲の輪郭を浮かびあがらせている。また、黒澤明監督の映画『野良犬』（1949年）は、盗まれた自分の拳銃の行方を執拗に追う復員兵上がりの刑事・村上と、同様に復員兵であり、この拳銃で強盗殺人を行う若者・遊佐とを、表題どおりの野良犬という表象で結びつけていく。焼跡世界で開放感と卑屈さの両義的結合を受容しつつ、「瓦礫のなかで自己認識を新たにしようとする者にとって、犬ほど適切な隠喩はありえなかった」のである（四方田犬彦「犬たちの肖像：復員兵という名の野良犬」、同『犬たちの肖像』集英社、2015年）。しかもこの復員兵に向けら

れた野良犬という表象は、同時代に野間宏が論じたように、元の飼い主（すなわち天皇）を連想させ、その手を離れて飢えのなかで牙を剥き出しに放浪していく——しかしました、再び「新しい飼い主に哀れにも飼われて行こうとしている」——という、戦中からの連続と変質をも含むものだろう（『映画『野良犬』の問題』、『野間宏全集』21巻、筑摩書房、1970年）。他方で、戦前・戦中からの断絶面において獣性表象が向けられることの多かったのはパンパンと呼ばれた街娼たちであった。彼女たちについては、田村泰次郎の小説『肉体の門』（1947年）や坂口安吾のエッセイから、同時代の学術書のなかでまで、「野生美」「自然児」「剥き出しの肉体性」といった表現とあわせて、その獣性が強調されている。それらは、澁刺さや無邪気さ、ある種の自由な雰囲気といった意味合いのもと、新たな女性の形姿として肯定的に語られることもあるものであったが、同時に矯正されるべき対象、ある取り締まり時の写真に残されているように「まるで牛や豚などといった四本足の『獲物』を運ぶような方法」で排除される対象として彼女たちを見なす社会のまなざしとも切り離しがたく結びついていた（茶園敏美『パンパンとは誰なのか：キャッチという占領期の性暴力とG Iとの親密性』インパクト出版会、2014年）。

本報告の後半では、浮浪児と呼ばれた子どもたち、すなわち戦禍で親を失うなどして、自分たちの力量で路上やドヤでの生活をしてきた子どもたちに話を集中させた。本来、国家および家族から「保護」されるべき存在とされる子どもが、その「保護」から投げ出され、生きていくということには、元浮浪児である高野雅夫が、「タカノマサオ／本当のことは誰も知らない／一九三九（昭和一四）年一二月二五日生？／父の名も、母の名も、オレは知らない／日本人なのか、中国人なのか、朝鮮人なのか、／オレは知らない」と語った際に典型的に表れているように（「^{ジャックナイフ}復讐から^{ロマン}未来へ：戦争孤児の生き・死に」、岩波新書編集部編『戦後を語る』岩波新書、1995年）、自分のあらゆる出生の由来からも、自分が日本人なのか中国人なのかということからすらも——ということは、歴史はこのような生を何らかのナショナルなカテゴリによって取り込むことはできないはずだ——、投げ出されてあるという局面が含まれる。そうして、彼らは盗みを働いたり、物乞いをしたりすることで自律的に生活をしていくのであるが、まさにそのような生に向けて、獣性表象は一つの極限を迎える。彼らは、国家権力から「保護」すべき対象と見なされる。「保護」収容の名のもとに「狩り込み」——言うまでもなく、この取り締まり側にすら使われた表現は獣性表象を前提とする——の対象とされるのである。街頭には「浮浪児には食べ物をやらないで」という、公園の鳩を扱うかのような貼り紙が出され、「狩り込み」のなかでは檻に入れられ、さらには文字どおり「一匹、二匹」と数えられることすらあった。

このようにして国家権力による「保護」を支える獣性表象は、しかし同時に、浮浪児たちの生を新たな価値生成の場ともしていく。石川淳の『焼跡のイエス』（1947年）が、ボロと肌との境も曖昧に、デキモノに覆われた顔でにぎり飯を貪り、女性のはだけた足を見れば公然と飛びついて憚らない歳のほど一〇歳かそこらの「それを呼ぶに適切十分なる名をだれも知らないような生きもの」に、「ナザレのイエス」の面影を見出したことはよく知られているとおりである。また、ある浮浪児が書いた作文では、「ぼくは猫である」という宣言とともに、彼らが〈獣〉として持つ特有の活力——自信、狡知、勇気、不屈——が主張されている（田宮虎彦編『戦災孤児の記録』太平出版社、1971年）。そこに表現されているのは、ある種の高度な自発性なのである。

本報告の最後では、このような獣性表象が、国家の「没落」によって生じたホップズ的自然状態における〈剥き出しの生〉の問題を表現しているという見解を提示した。この場合の〈剥き出しの生〉とは、ジョルジュ・アガンベンが論じたような主権権力によって例外として排除される生というよりも、国家の「没落」によって出現するとともに、「保護」＝排除されるべき対象とされるのであるが、同時にその過程のなかで、主権による「保護」に抵抗し、国家主権の論理を成立させる根底的な要素、すなわち自然的なもの＝獣に対する文明的なもの＝人間の優位という論理を壊乱させるような、ある種の自発性を持つ、そのような生のあり方である。そして本報告では、このような自発性とは実は主権の種なのであって、第二次世界大戦直後の一時的な国家の「没落」は、こう言ってよければ国家主権がバラバラになって無数の主権的なものへと分散していった姿なのではないかという見方を示した。だとすると、そこに現れかけていた小さな無数の主権的なものを排除ないし管理していくことこそが、「戦後復興」と呼ばれるものの政治的な意味であったと言えよう。そこでは、国家権力による「保護」という名の「拘束」の恐怖、そしてそのような「保護」の外部に生きることの恐怖という二重の恐怖を克服することができるかという、焼跡世界の〈剥き出しの生〉において賭けられていたものまでもが失われていくこととなるだろう。

報告後の質疑時間では、複数の重要な指摘が会場からなされたが、ここではそのなかの一つである焼跡世界の主権の問題について考えてみたい。質疑として出されたのは、焼跡世界の主権について論じる場合、GHQというもう一つの軸を導入する必要があるのではないかというものであった。これはもっともな指摘であって、本報告が獣性表象へと集中するために議論の外に置いた点であった。主権とは、本報告内でも触れたカール・シュミットの議論以降論じられているように、たとえば憲法によって法体系の内部に書き込まれているもの——この点、天皇主権から国民主権への大きな書き換えがこの時期に行われたのであるが——であったとしても、本質的には〈法の

外)に場を持つものであると考えられる。ところが、シュミットにおいて主権が根底的に単一のものであり、かつ〈法の外〉から「決定」を契機に法へと介入する判決者然とした形姿をとるのに対し、焼跡世界の分散した主権的なものにおいては、個々人が〈法の外〉への志向のもとで自発的に法との関係を形成ないし放棄するというやり方で自らをシュミット的主権に対置させる。同時にGHQを、日本政府という国家主権の機構に対し、繰り返し法外の「決定」を差し向け、そのようにしながら法体系の構成に決定的に関わる存在と評価するのならば、そこでは日本政府という国家主権が、一方で自らの上部により実質的な主権を、他方で下部に無数の主権的なものの広がりを持つことで、主権としての機能を引き裂かれているような構図を想定することができるであろう。ともあれ、GHQ、ひいては「占領」の意義について、主権論からさらなる考察をすすめることは今後の課題としたい。

米国統治下の沖縄における「琉球住民」をめぐる —帝国主義と市民権という視点から考える—

土井智義（日本学術振興会特別研究員）

米国統治下・沖縄の法務関係者たちは、日本本土の日本国民に相当する法的地位を琉球住民と呼んだ。琉球住民に関する先行研究をみると、まず琉球住民が日本国籍と相反するとみる議論がある。同論は戦後日本の国内主義的視点を絶対化し、米統治下の琉球列島（注）の法を日本政府の管轄問題に解消する。結果、琉球住民をめぐる史的検証の場から米国が消え、同時に琉球で強制送還の対象となった外国人（＝非琉球人）の存在も抹消される。他方、同時代の法学では琉球住民の日本国籍を認識し、非琉球人にも言及する研究がある。だが、この議論は講和条約第3条とその解釈が全てを決定したとみて、非琉球人管理制度が講和条約と直結せずに成立した史実を見ない。本報告は、次の諸点から琉球住民について分析する。

まず（1）琉球住民を非琉球人との関係で考えるべく、琉球住民／非琉球人という編成の成立過程を同定し、米統治下に再編された市民／非市民という関係性に定位して分析する。留意すべきは、両者の分離基準が国籍ではなく、琉球独自に再編された戸籍であった点である。琉球では、日本本土において日本国籍が同様に認められた者でも、戸籍の如何で市民／非市民として区別されていた。

つぎに（2）琉球住民と日本国籍との関係を論じる。結論を述べると、琉球住民の日本国籍は残存し、否定されていない。その背景には、米国民政府が、沖縄移民の法的地位に関するハワイ連邦地裁判決による講和条約第3条解釈を先例として取り扱っ

た事実があった。ここでは判決内容をみた上で、同判例が琉球住民の日本国籍保持の先例とされた経緯を跡づける。

かくて琉球住民の日本国籍が保持されつつ国籍とは異なる要件で市民／非市民が編成された結果、次の課題が浮上する。即ち、講和発効後に日本国籍をもたぬ中華民国籍者（主に台湾人）らが市民たる地位を得る際、日本国籍という条件をいかにクリアするのかという問題である。このとき（3）日本国籍なき非琉球人が、転籍（本土籍の非琉球人で永住資格者を対象とする米国民政府指令による琉球住民になるための制度）を行う際、日本国籍取得（帰化 naturalization）が要求された事実が重要となる。ここでは日本国籍なき非琉球人の国籍取得（帰化）をめぐって、米日間で非公式の事前協議があったことをみたい。

（1） 琉球住民と非琉球人という編成の成立過程を追うと、講和条約が自動的に決定したのではなく、固有のタイムスパンをもってつくられた事実が浮上する。

琉球住民という法的地位を定義したのは、**米国民政府布令第68号「琉球政府章典」**（52年2月29日制定、同年4月1日施行、以下、章典）である。章典は、米国民政府管理下にある琉球政府の運営や同政府に対して権利・保護関係をもつ琉球住民の法的地位を規定した。琉球住民の定義は、章典第2章第3条にある（米国民政府・米政府の布令・指令等は、月刊沖縄社編『アメリカの沖縄統治関係法規総覧（I）～（IV）』池宮商会、1983年参照）。

琉球住民〔A Ryukyuan〕とは、琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載をされてゐる自然人をいう。但し琉球に戸籍を移すためには民政副長官の許可を要し、且つ日本国以外の国の国籍を有する者又は無国籍の者は法令の規定による場合の外、琉球の戸籍簿にこれを記載することができない。

章典は、「琉球の戸籍簿」という米国施政下の琉球にのみ施行された法で琉球住民を定義し、日本国籍との関係に言及しない。そのため琉球住民と日本国籍との関係は曖昧だが、「琉球に戸籍を移す」（＝琉球住民になる）条件に、原則「日本国以外の国の国籍」「無国籍」の者を排除する規定があり、結果、琉球住民という法的地位が日本国籍と矛盾しないよう設定され、明言されないが、両者の結合関係も否定されていない。

次に非琉球人との差配の成立過程をみたい。重要な点は、52年の章典制定当時、市民たる琉球住民が明文化されたにもかかわらず、出入・居住管理の面で非市民たる非琉球人の法制化に直結しなかったことだ。沖縄占領以来、随時公布された米軍への犯

罪と刑罰に関する諸法規を統一した**米軍政府布令第1号「刑法並びに訴訟手続き法典」**（49年6月制定、以下、集成刑法）により、初めて引揚計画終了後の許可制による出入管理が登場した。集成刑法は、「占領軍」とそれ以外の全てを指す「人」という二項のみを規定し、被統治者間に区別がなかった。事実、章典公布後の52年後半でも、集成刑法に従い、後に非琉球人とされる日本本土籍者も米国民政府の管轄民として同政府から渡航文書が交付されていた。

こうした状況は、講和発効後の53年1月制定の**米国民政府布令第93号「琉球列島出入管理令」**（以下、第一次入管令）の登場で一変する。同布令は米軍要員と琉球住民以外の全てを非琉球人とし、琉球住民と異なる出入・居住管理の対象とした。このとき米軍要員との分離のなか、初めて琉球住民／非琉球人という編成が成立する。だが第一次入管令では章典の定義と異なり、日本本土籍者や台湾籍者も含めて戦前から居住する者は全て琉球住民だった。しかし奄美返還後の54年2月、在沖奄美出身者の地位問題とも連動し、第一次入管令を改廃した**米国民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」**（以下、第二次入管令）が制定され、琉球住民の定義が「琉球列島に本籍を有し、且つ琉球に現在居住している者」と変更される。結果、琉球の戸籍による市民／非市民の編成が実働する。なお琉球住民は、入管令の制定後も55年制定の**米国民政府布令第147号「琉球住民の日本旅行管理」**まで集成刑法に基づく指令で管理されていた。同布令の琉球住民定義は、第二次入管令と同一である。

（2）1897年沖縄生れ、1913年にハワイへ移民、以降同地で居住した城間ウシは、54年5月、ハワイが日本に領有されると信じ、外国人登録を拒否した。城間は起訴され有罪が確定するが、強制送還を逃れるべく裁判で争い、執行猶予となる。それが54年7月、ハワイ連邦地裁で下された**米国 対 城間ウシ判決**（Cr. No. 10841、以下、城間判決）だ。

同裁判にて弁護側は、城間の故郷・沖縄が米国統治下にあることを理由に、彼がすでにプエルトリコ人等と同様の米国民〔national〕になっており、外登法の適用外だと訴えた。だが判決は、琉球とボニン（小笠原）諸島に対する日本の「残存主権」を認めるダレス声明（51年9月）と、「住民〔inhabitants〕」の日本国籍を認めた国務省法務顧問書簡（52年5月付）の見解を参照し、同地「住民」が外登法上の米国民（citizenとnationalの双方を含むnational）でない旨を確認、訴えを退けた（123 F. Supp. 145）。

城間判決は、講和条約の解釈を通じてあくまでも「沖縄人の両親のもとに沖縄で生まれた者」の日本国籍保持を確認したもので、米国民政府が琉球で規定した琉球住民と直接的な繋がりはない。だが米国民政府は、それを琉球住民の国籍解釈の先例とみ

なし、さらに非琉球人問題でも参照する。63年、米国民政府渉外局長は在八重山の中華民国籍者の転籍を扱うなかで城間判決を参照し、「日本国籍とは異なる琉球国籍 [a Ryukyuan nationality] の制定は、〔略〕ハワイ連邦地裁、合衆国 対 城間ウシ判決における判例 (Cr No. 10841) からみて疑問の余地がある」とした（‘(C) Naturalization of Chinese Nationals (U)’, 1963.9.26, to CA, 沖縄県公文書館 米国民政府文書 (00002-002) *Citizenship. Nationality.*）。

かくて琉球住民の日本国籍保持を認める解釈は、講和条約が決定したというより、ハワイ領という琉球現地とは別の場所での連邦法（外登法）に関する係争（沖縄移民に対する送還問題）から生じ、各統治域の状況を統轄する米国の帝国主義的展開のなかで先例として流通し確定した。

(3) ここで問題となるのが、日本本土籍者とは異なり、日本国籍をもたぬ中華民国籍者たちの転籍である。重要な点は、日本国籍なき者の転籍の際、日本政府による「帰化」が要求され、永住資格をもつ本土籍者になって初めて申請可能になるという事実だ。即ち、中華民国籍者らの「帰化」は、別の非琉球人＝非市民に地位を移行するだけで、米統治下で市民として生きるためには日本国籍が決定的要素ではなかったのである。さらに59年以降、日本国籍なき者の「帰化」に際し、現地レベルで米日間の非公式の事前調整が合意されていた点に着目すべきだろう。内容は、「帰化」により本土籍となった者を米国民政府が送還する際、日本政府が身元受入れを確約し、また日本政府現地機関が受理した「帰化」申請は、米国民政府の事前承認を経た後で東京の法務省に適否を進達するというものである。日本政府の専管とされる「帰化」も、琉球では米国政府機関の承認が介在したのだ。なお、この事前調整が要求された契機は、密航した中華民国籍者（遼寧省出身）に日本政府が「帰化」を認めたことを米国民政府が知り、その送還の法的可能性を懸念したことにあつた。

非琉球人との関係で琉球住民をみると、米国民政府行政法務局長の54年の言葉は示唆的だ。曰く、講和条約下、琉球住民に「国籍と市民権 [nationality and citizenship] 」という語を適用できぬが、この隘路も「『琉球住民』に市民権と共通する多くの権利を保証する前提」となる章典第3条のなかで、琉球住民を「琉球の戸籍簿」で規定したことにより「国籍にも市民権にも言及せず解決」する

（‘Citizenship of Ryukyuan’, 1954.1.25, to CA, 沖縄県公文書館 米国民政府文書 *General Administrative Files, 1954 Repatriation and Citizenship.*）。国籍を迂回し、戸籍要件で定義された琉球住民は、「市民権」として作用したのだ。

国籍を迂回して設定された琉球住民という法的地位が、米国の帝国主義的な回路を通じて非琉球人との関係で実働する歴史を検証すると、通常自明視される市民権／国籍／国家／主権等の連繋を帝国主義と植民地統治の連関のなかで再考するよう促される。

(注) 本論は、旧大日本帝国の(周辺のだが)宗主国側の旧鹿児島県大島郡及び沖縄県の領域を、米国が日本から分離して新たに一施政域とした点を重視し、当時の公称・琉球列島(琉球)と呼ぶ。

日大全共闘を再記録する企て —「日大 930 の会」の活動を中心に—

チョンジン
趙沼振(東京外国語大学大学院)

はじめに

本報告で取りあげた日大全共闘は、1960年代後半の大学教育をめぐる状況に対する学生らの応答として形成されていった。日本大学の場合、古田重二良を会頭とする大学理事会が、体育会系および右翼団体を利用しながら学生活動に暴力的な統制を加えるという大学運営を行っていたほか、理事会における約20億円の使途不明金が発覚した。これら大学側の不正に対して学生は日本大学全学共闘会議(日大全共闘)を結成し、「大学解体」を掲げた闘争を進めていったのである。

このように日大全共闘が結成されて50年目を迎えた2018年、日大のアメリカンフットボール部をめぐる「タックル問題」が社会的な論議を引き起こしていた。これと時期を同じくして、「日大 930 の会」事務局が日大全共闘50年の節目に「日大全共闘結成50周年の集い」を開催しており、かつて大学運営の民主化を要求して闘争に参加した元学生らの再結集を機に、日大当局に対する見解を明らかにした。「日大 930 の会」は、今回の「タックル問題」に裏打ちされた日大闘争の持続性を意識しながら、その系譜を記録し分析していくことを目的として、闘争をめぐる記憶の共有を仲間たちに呼びかけてきた。

したがって本報告では、日大闘争から半世紀を経た今日においても日大全共闘として闘争の記録活動を続ける「日大 930 の会」に報告者自身も参与しつつおこなったインタビュー調査にもとづく考察を進めた。

1. 「日大 930 の会」による記録活動

「日大 930 の会」は、みずから日大闘争関連の資料を整理して寄贈したが、国立歴史民俗博物館ではそれらの資料を近現代日本の「社会運動資料」として受け取り、1968年という一時代をめぐる貴重な材料として保存されることになった¹⁾。このように、日大全共闘に関する大量の資料が提供されるようになったということは、半世紀を経てあらためて1960年代の学生運動史が実証的に再構成されようとしていることを考えてみたとき、それ自体が大きな進展であるといえよう。ただし、紙媒体の資料もさることながら、今を生きる全共闘の当事者による反省的な証言も重要である。日大闘争を経験した彼らが、1968年の記憶をふりかえって語ることはこれまでもしばしばあったのだが、日大闘争の記憶の聞き取りが本格的に行われるようになったのは、「日大 930 の会」という集まりのなかの有志によって「日大闘争を記録する会」がつくられたのがその始まりである。矢崎薫副議長（1965年入学、法学部）を筆頭として、日大闘争の記録と日大全共闘についての理解をさらに深く追求する作業が進められてきた。同会が日大闘争に参加した全共闘メンバーらに呼びかけを行い、そこで共有された当事者らの記憶もふまえて、『日大闘争の記録：忘れざる日々』の刊行が2011年に開始されたのである。

「日大 930 の会」の活動は、その初期から「体験を記録として残す」という試みであった。ここでは、日大全共闘としての経験をまとめながらも、自分たちの思考様式を包括的に顕在化させるためであって、とくに他人に読ませることを目標としていたのではなかった。もっぱらあの日大闘争を自分たちのなかで、歴史として位置づけなおすべきだということに重点をおいていた²⁾。しかしそれにしても、日大闘争の記録という活動がすぐに方針化されたのではなかった。そこに至るには時間の経過だけでなく、共通の体験を互いに語り合う機会を経て、そこからいかなる見通しを得られるのかという問いの自覚が必要であった。彼らが再結集したことを通じて、日大全共闘は自分たちの闘争を総括せず今日まで来てしまったという問題意識をつかんだためであった。

2. 「日大 930 の会」という名称

「日大 930 の会」という名称は、日大全共闘が大衆団交での勝利を得た1968年9月30日という日付からとられている。現在刊行されている記録活動の成果物では、発行主体が「日大闘争を記録する会」となっている。しかし、この名義は闘争の記録を本格的に進めるにあたって、その具体的な活動内容を示したものとして与えられたのである。つまり、「日大 930 の会」という名称が変わったのではなく、「日大闘争を記録する会」と2つの名称が共存しているのであって、この事実注目する必要がある。すなわち、正式に定められた「日大 930 の会」という名称が継続して用いられ

ていることのうちにこそ、大学当局と対峙した日大全共闘の、あの大衆団交で共有されていた価値観をふたたび体現しようという姿勢が見出されるのである。

日大全共闘にとっては「大衆団交」の実行が、最重要とされていたのである。「団交」というのは、労働組合法に基づき保証された手順で行われるものであり、労働者が会社側に提示した要求事項を協議する法的制度である。双方の対立は法的な根拠を持っており、交渉が決裂すればストライキという権利を行使できる。日大全共闘は労使関係のこのようなあり方に焦点をあて、学生らの要求事項を大学側に提示し、「大衆団交」を通じて対等な協議をおこなうつもりであった。つまり、大学運営の方針や制度は、当局側が学生を支配する論理を前提に成立するのではなく、学生自身が打ち出す学園民主化の論理によって規定されるべきものと考えられていたのだといえる。この「大衆団交」こそ、日大闘争における象徴的な出来事として一般的に記憶されている。「大衆団交」が日大闘争の過程において重大な一場面であったことを理解しながらも、そこに強いこだわりを持つことだけが日大全共闘にとって必然的なのではないということがうかがえる。しかし、そうした学生であっても「大衆団交」という大きな成果に呼応しながら、それに続くさまざまな闘争に自発的に取り組んできたのである。だとすれば、記録活動を実践する「日大 930 の会」が、日大全共闘としての政治的思考を継続させていく存在として定着していったということも考えられるのである。

3. 『日大闘争の記録：忘れざる日々』の発刊

2011 年 2 月 15 日、「日大 930 の会」は『日大闘争の記録：忘れざる日々』を創刊し、定期的な刊行を続けてきた。日大闘争の記憶を寄せてほしいという矢崎の呼びかけからはじまり、「日大闘争を書く・語る・記録する」というテーマで開かれた公開座談会の内容も創刊号には収録された。この作業は、それまで日大全共闘について語るができなかった自分自身に向き合い、真摯に日大闘争の記憶を表現し、それらを記録する意義を模索するものでもあった。すでに 50 年を経た当時の日常的な経験を想起するべく、日大闘争に参加した学生たちから「日大闘争の記録制作委員会」に原稿や手紙などが寄せられた。『日大闘争の記録』は、日大全共闘が闘争の経験を忘れることなく、これまで生きてきた人生の道標を示すという趣旨に沿うものとして作成されてきた。

『日大闘争の記録』は 2019 年 1 月 30 日に発行された第 9 号をもって、終刊することになった。発行された記録は 650 名の読者へと届けられたほか、全国の公立図書館や主要大学図書館に寄贈され、研究資料として保存されている。「日大 930 の会」は自由参加を原則としているため、企画・編集会議に出席したメンバーをそのまま編集

委員とした。とくに入会届や会費もない出入り自由な「会」における活発な議論を通じて、各号の編成や公開座談会などの特集を決めていた。このような作業を繰り返す刊行プロジェクトに一つの区切りがもたらされた。しかしこれは、それまでの記録活動の終止符ではない。「日大 930 の会」によれば、記録作業を継続するという日大全共闘メンバーの名乗りがあれば、作業がさらに続けられる可能性があるという³⁾。

おわりに

本報告では、「日大 930 の会」による日大闘争の記録活動の内容と展開を検討してきた。「日大 930 の会」ではさまざまな意見や情報が交わされ、さらにその内容が自発的に共有され拡散していく共同の空間になりつつある。日大全共闘であれば誰もが主体的に「知」を生産し、発信し、吸収する過程に加わりながら、自分の記憶と想念に形を与えることができた。彼らは記録活動を通して、あらためて全共闘として生き、自分自身で判断し、行為しているのである。

要するに日大全共闘は、自分自身を「歴史」の対象として考察すべく、日本における既存の 1968 年論に容易には集約されないような闘争の背景や方向性などを記録し続けてきたと考えられる。これまでマスメディアによるステレオタイプ化されたイメージに抗い、闘争の記憶を書き留めるとともに、闘争をとりまくできるだけ多様な関係者の声を拾い上げ、それを残し、また発信しようとした。言い換えれば、彼らの物語を自らの手であらためて記録することで、1968 年に同時代的に起きた「世界革命」の一部だという陳腐な叙述から脱皮し、全共闘運動の記録を自分の手による「歴史」として残そうと試みたのである。

これまでの社会運動では多くの場合、中心指導者の闘争記録が残されてきたが、日大全共闘のなかでは、幹部でも役職者でもない一人一人が、自らの経験を語り記録している点が注目される。日大全共闘の当事者が抱く「我らずつと日大全共闘」という感覚に加えて、日大アメリカンフットボール部事件と、その背後にまたしても浮かび上がった大学組織の問題は、日大闘争の連続性をあらためて実感させるとともに、記録活動の意味を増したといえる。

【注】

- 1) 三橋俊明『日大闘争と全共闘運動：日大闘争公開座談会の記録』彩流社、2018 年。
- 2) 川名和夫（理工学部）へのインタビュー調査による。2019 年 2 月 5 日にメールでのやりとりを行った。同氏からは、「日大 930 の会」の初期メンバーとして、「会」の前身に関する証言を受けた。

3) 日大闘争を記録する会『日大闘争の記録：忘れざる日々 Vol.9』日大闘争を記録する会、2019年、pp.5～7。

戦後日本の科学者運動と原子力

—原子核物理学者・水戸巖の足跡に視点を据えて—

黒川伊織（神戸大学大学院）

本報告の課題

従来、日本の原子力開発史／推進史あるいは反原発運動史を語る際に注目されてきたのは政治家・企業・住民の言説や動きであり、「平和利用」あるいは「軍事利用」の最前線で研究や開発を担った科学者の言説や動きに注目される例は少なかった。しかも、日本の原子力開発が進み、反原発運動がはじまっていく1950～70年代にかけては、日本の社会運動は核をめぐる分裂を重ねた。しかし、そのような分裂が科学者／科学者運動に及ぼした影響については、当事者による数少ない著作（廣重徹『戦後日本の科学運動』中央公論社、1960年、中村禎里『危機に立つ科学者：1960年代の科学者運動』河出書房新社、1976年など）でわずかに言及されているに過ぎない。

神戸における反戦平和運動の歴史的経験を跡づけてきた報告者は（「反戦平和運動における抵抗と文化／抵抗の文化：神戸港から見た世界」、『歴史学研究』989号、2019年10月）、その過程で、戦時下に原爆開発を担った原子核物理学者が、原爆投下直後の広島・長崎に入って「軍事利用」の実態を目の当たりにし、戦後には「平和利用」としての原子力開発を推進しつつ「軍事利用」に抵抗する運動に参加していくという経験を見出した。このことから、本報告では、原子核物理学者・水戸巖（1933～86年）の運動経験から反原発運動が誕生する文脈を紹介することとした。

1. 1950年代の共産党経験と学問的蓄積

横浜市に生まれた水戸は、敗戦直前に福島県新地村に疎開し、新制宇都宮高校を経て1951年に東京大学に入学した。妻の水戸喜世子（1935年～）が、当時社会変革に志を抱く大学生は、共産党が「どのようなものかよくわからないまま」入党するのが当然であったと語ったように、水戸も入学直後に共産党に入党して東大細胞に属した。共産党の「50年分裂」後に主流派が再建した同細胞には、のちのベ平連事務局長の吉川勇一（1931～2015年）や第5福竜丸記念館長を務めた川崎昭一郎（1932年～）らがいた。

シニア進学にあたって水戸が選択したのは、本郷の理学部物理学教室ではなく、駒場の教養学部物理学教室だった。駒場の物理学教室は、シュポルスキー『原子物理

学』（1951年、ロシア語）をテキストとし、民主主義科学者協会（民科、1946年創設）本部幹事を務める科学史家の鎮目恭夫（1925～2011年）の影響が強かったように、マルクス主義科学の隆盛下にあった。水戸も民科物理部会に参加し、1954年3月の第5福竜丸事件にはじまる原水爆禁止運動の高揚には、駒場の物理学教室を挙げて参加した。

駒場で大学院理学研究科に進学した水戸は、日本共産党第6回全国協議会（六全協）による党分裂の「克服」を経験し、学生運動の再建に向けて東京都物理科学学生懇談会で活動する。この時期水戸が関心を寄せたのが、反ファシズムを掲げたフランスの作家ロマン・ロラン（1866～1944年）である。京都で反ファシズム人民戦線運動（『土曜日』『世界文化』グループ）を担って治安維持法違反容疑で検挙されたのち、理化学研究所で原爆開発に関わり、戦後には「原子力の平和利用」を提唱した原子核物理学者の武谷三男（1911～2000年）が率いるロマン・ロラン研究会で、水戸は武谷との交友を深めた。

敗戦後の日本では、GHQにより加速器（サイクロトロン）を利用した研究が禁止されたため、天然の加速器である宇宙線が注目され、湯川秀樹（1907～81年）らが率いる理論グループと宇宙線観測を行う実験グループが日本の原子核物理学研究を支えた。1956年に発足した東京大学原子核研究所で、藤本陽一（1925年～）や小柴昌俊（1926年～）のもと、宇宙線の観測による原子核研究をはじめた水戸は、1960年3月に東京大学で博士号を取得する。

一方、水戸と共産党の距離は少しずつ開いていった。最初のきっかけは、1956年4月の全学連第8回中央委員会（八中委）の自己批判だった。八中委で学生運動の停滞を克服しようと「原水爆実験、小選挙区制、教育三法反対」の方針を決定した全学連主流派は、1958年12月に共産主義者同盟（ブント）を結成した。水戸も、のちに妻となる柴田喜世子を通じて全学連の動きを知っており、共産党に批判的な立場に転じた喜世子が60年安保闘争さなかの1960年3月に除名されると前後して、自身も共産党を離れる。

2. 原水禁運動の分裂、そしてベトナム反戦運動へ

1960年4月、水戸は甲南大学理学部に着任した。初代学長が京都帝国大学で原爆開発を担った荒勝文策だったこともあってか、甲南大学には原子核物理学者が結集していた。水戸の同僚には、のちに全国核物理学者共闘会議を結成する岬暁夫がいた。京都大学基礎物理学研究所助手となった喜世子は、湯川や武谷と身近に接する日々を送り、「武谷のアイデアを湯川が形にする」と当時の研究所の状況を振り返る。神戸大学で皆川理（1908～94年）皆川が主導する実験（エマルジョン・チェンバー：ブルー

ンに乾板を載せて宇宙線を捕捉する実験)にも加わった水戸は、神戸大学の学生らとも交友を深めていった。

1961年12月に発足した「科学協力にかんする日米委員会」は、近代化論を掲げて安保体制下日本の学術研究をアメリカの影響下に置こうとした。このような政治の動きにいち早く違和感を感じ取っていた水戸は、若手研究者が結集する社会主義科学者集団に参加し、安保体制に従属する学問に異議を唱えていた。1961年9月にソ連が核実験を再開して共産党と社会党の対立が深まるなか核開発をめぐる中ソ対立が表面化し、1963年には部分的核実験禁止条約をめぐる原水爆禁止運動は分裂する。水戸はどちらにも与することのないまま、米軍の原子力潜水艦の日本寄港阻止闘争に加わった。原子力潜水艦を「軍事利用」と見なした物理学者による寄港反対署名は1700筆以上に及び、日本学術会議も反対声明を発した。

1965年2月、米軍による北ベトナム爆撃(北爆)がはじまると、水戸夫妻は3人の幼子とともに神戸アメリカ領事館前での北爆抗議の座り込みに加わり、自宅で座り込みグループに渡すビラのカリを切った。この座り込みグループが「ベトナムに平和を！」神戸行動委員会(1965~69年)となった。年が明けると、水戸は武谷や藤本が参画するボリビアでの在外研究に旅立ち、帰国後の1967年4月に東大原子核研究所に転任するが、神戸時代に培ったネットワークはその後の水戸の運動を支えていった。

3. 日本物理学会米軍資金問題と物理学の「1968年」

水戸が東京に戻ったとき、日本初の商業用原発・東海発電所は稼働していたが(1966年運転開始)、のちに反原発運動を担う武谷・藤本・水戸は、この時点ではいずれも「平和利用」としての原発の安全性には疑問を抱いていなかった(藤本『原子力への道を開いた人々』1966年)。水戸が反原発に一步を踏み出すきっかけとなったのが、1967年5~9月にかけて取り組まれた日本物理学会での米軍資金問題への対応をめぐる運動であろう。前年に開催された半導体国際学会に米軍からの資金提供があったことが報じられると、学問研究の中立性侵害を問題視する山本義隆(1941年~)ら若手研究者が日本物理学会の責任を問う運動をはじめた。

水戸や東大ベトナム反戦会議の一員であった山本にとって、米軍資金の受け入れは日本の学問研究の間接的なベトナム戦争への加担にほかならなかった。実際、米軍はそのような意図をもって資金を投入した。運動をリードしたのは小出昭一郎(1927~2008年)ら駒場の物理学教室であり、かつて民科に属した共産党系研究者の多くは「十分な研究費を出さない日本政府が悪い」として米軍資金の受け入れを合理化した。

1967年10月8日、佐藤首相南ベトナム訪問への抗議のデモ隊にいた水戸は、京大生山崎博昭の死に衝撃を受け（第1次羽田闘争）、ただちに自宅を「羽田10・8救援会」として共産党により「トロツキスト」とされた学生・労働者の救援をはじめた。これが1969年には救援連絡センターへと発展する。1969年11月には大学闘争のなかから全国原子力科学者連合が発足し、東大では「自主講座」で原発の安全性が議論されるなど、1970年前後の日本では反原発の思想・運動の潮流が生まれていたが、救援運動で多忙を極めた水戸との直接の接点はなかった。

その水戸が反原発に踏み出したのが、女川原発反対運動（1969年）で逮捕された小出裕章（のち京都大学助手）の裁判など、各地ではじまった原発をめぐる裁判闘争の支援であった。1970年頃から世界的に軽水炉の安全性への疑問が高まり、原発反対の論拠が立地問題から安全性問題に転じるなかで、武谷・藤本・水戸ら原子核物理学者は、自身の学問的蓄積を社会へと還元するかのよう裁判闘争に加わり、科学者としての責任を引き受けていったのである。水戸は1972年に伊方訴訟で大阪大学講師の久米三四郎を支援し、1973年には東海第二原発訴訟に加わっているし、藤本は伊方訴訟に加わり、武谷は原子力資料情報室の発足に関わった。

救援連絡センターの運営と裁判闘争で多忙を極める水戸であったが、1974年には芝浦工業大学に転じて連日の放射能測定と裁判出廷を続け、1978年からは柏崎刈羽原発の反対運動に加わった。チェルノブイリ原発事故が起きた年の年末、南アルプスに入山した水戸と物理学を専攻する双子の息子は消息を断つ。彼らの捜索には、物理学の仲間たちや社会運動の仲間たちの尽力に加え、吉川からの資金援助もあったと喜世子は語る。

さて、1967年9月に日本物理学会臨時総会で採択された「決議3」＝「日本物理学会は今後内外を問わず、一切の軍隊からの援助、その他一切の協力関係を持たない」の行方は不透明になりつつある。山本義隆は、1960年代の時点で、アメリカでの研究費の半分が軍に由来しており、研究者自身は論文の謝辞に軍を加えるよう指示されて初めてその事実を知ったと語る。水戸や山本が批判したような学問と政治の不可分な関係性は、現在の人文科学・社会科学も避けては通れまい。

森崎和江にとっての沖縄を考える

山本真知子（同志社大学大学院）

1. はじめに

本報告は、どのようにグアムと沖縄における基地問題にかかわることができるかという問いに端を発するものである。まず、実際にはじまっている試みの一つとして、

2018年夏から翌年9月まで3回にわたって、沖縄の反基地運動にかかわってきた通訳と東京都内の旅行会社が企画した、グアムへの学習ツアーを紹介した。ツアーの概要は、グアムの基地問題だけでなく、先住民民族チャモロの人々の文化や歴史、自然に触れながら、土地闘争や独立運動、文化や自然の保全活動をしてきた人たちとの交流を通して、学びを深める機会を提供するというものである。しかし、3回目のツアーを終えたいま、ツーリストを受け入れてきたグアムの人たちにとって、このプロジェクトは継続が困難になってきているという。そこには、「連帯」としてのツアーをかたちにするものの難しさが関係していると思われる。ホストであるグアムの人たちは、ツアーを通して沖縄との連帯を築いていきたいという強い思いをもっていた一方で、沖縄からの参加者は1回目のツアー以外になく、沖縄の基地問題にかかわる運動をしてきた経験をもっていたとしても、それは日本本土で生活する者たちであった。このことが、彼女／彼らを少なからず落胆させたのは否定できない。

上記の事例から考えたいのは、ツーリストとホストのあいだにツアーの位置づけに対する埋めがたい齟齬があったかもしれないということだ。ここで捉えようとしている齟齬というのは、グアムを考えると、そして沖縄を考えるとどう設定するかということにかかわるものであろう。つまり、日本という国家が、日本人という民族が、これまでグアムや沖縄の人々に対して何をどのようにしてきたかということをごとこまで感知しているのか、さらにいえば、そうした痛みを伴う経験から見出された問いを、自らの生活を営む場においていかに深めていくかが重要になってくるに違いない。

こうした問題意識のもとで、本報告では、沖縄の米海兵隊移転をめぐる問題の突破口を見出すための一つの方法として、詩人の森崎和江にとっての沖縄を考えるということを設定してみることにした。

2. 沖縄に出会うまで

1927年に日本の植民地統治下の朝鮮慶尚北道大邱府で植民二世として生まれた森崎は、17歳のときに進学のため日本に引き揚げた。しかし、朝鮮の風土によって育まれてきた彼女は、敗戦後に自らの生存が朝鮮の人々から否定されるべきものとされてきたことに気づく。そして、「支配民族の子どもとして植民地で感性を養ったことに苦悩」し、自己を「原罪」として抱えはじめたのである（森崎 1982 : pp. 162~163）。

では、その問いを内包した森崎は、どのように敗戦後を生きようとしてきたのか。さしあたりいえるのは、彼女にとって聞くことと書くことが、既述のように「わたし」をいかに生きなおすかを模索する過程のなかに含み込まれていたかもしれないということだ。たとえば、森崎は一人ひとりの体験をモノローグで紡ぎ、状況性を書き

込んでいく構成で『まっくら』（森崎 1977）を編んでいる。そうすることで、「わたし」の体験は聞き書きの主人公である「わたし」だけではなく、それを書く森崎も含み込んだ複数性において発話されることになる。

森崎はモノログで綴ることを選んだ。女性の元炭鉱労働者らは「じりじりと共通項の濃度をはか」って、その共通項を濃くしていく過程を通して、自らの「オリジナリティを伝播」可能にしようとしていたのである（森崎 1959 : p. 25）。労働にかかわる個々の経験を対話のなかで言葉にしていくことは、彼女にとって「わたし」の経験を「わたしたち」の経験として、また「わたしたち」の経験を「わたし」の経験として、内部から規定しなおそうすることだったのだろう。

こうして異質な集団と出会い、関係性を深めていく過程において、森崎は自分自身を批判的に見つめなおし、いかに生きるべきかを問い行動しつづけてきたのである。そしてそれは、日本人あるいは日本が抱える同質性を前提とした閉鎖的關係性を打破べく、日常のなかで出会っていたはずの朝鮮や沖縄をはじめとした「異族」との関係を醸成する交流の場をつくろうとするプロセスにもつづいていくこととなったのだ。

3. 沖縄を通して、何を／どう考えるか — 「おきなわを考える会」の活動に触れながら —

森崎は労働を通して生み出される関係性を、そしてそれが内包している可能性をつかみとろうとしていた。彼女が注目したのは、筑豊の炭鉱労働にかかわってきた者たちが、沖縄や朝鮮から労働の場を求めて流れ込んできた者たちの「異質さ」に「すでに出逢っている」ということであった（森崎 1970 : p. 156）。そして、「沖縄および本土の民衆は、民衆の次元における独自の出逢いの思想を確立したのか」という問いを投げかけたのである（同前 : p. 154）。

そこでここでは、森崎もかかわっていたという、北九州市八幡区を拠点に活動した「おきなわを考える会」（1969～71年）の取り組みを取り上げた。会を発足させた当初の目的は、ドキュメンタリー映画『沖縄列島』の上映会（1969年10月3日、八幡市民会館にて開催）であった。メンバーらはこの活動を通して、「北九州に沖縄を提起するところから、われわれ自身のなかの『おきなわ』を執拗に問いつづける」ことを掲げていた。こうした活動の背景にあったのは、炭鉱閉山によって職を失い、生活保護への依存が深刻化している筑豊のどんずまりの状況である。そうしたなかで筑豊をどう考えるかを問い、行動を起こしていくプロセスにおいて、同会は沖縄を考えることを設定しようとしていたのだ。

この約2年間の同会の活動に対して評価されるべきは、固定化した人間関係に亀裂を入れる出発点を築いたことにある。たとえば、森崎は既述の上映会において、「親企業のエリート労働者と、流動する半失業者との交流が『沖縄』を核に渦まきつつある」ことを確認している（森崎 1969 : p. 105）。また、同会メンバーらは、〈親分—子分〉としての労働関係だけでなく、組織されていない下層労働者たちとともに労働者の集団をどうやってつくっていくかという問いにも向き合っていた。1970年6月15日に北九州市八幡区黒崎で開催された「安保粉碎・沖縄解放・下請け孫請け制度反対」集会・デモ前日、下請け労働者で同会メンバーの一人は、通勤途中の下請け工らに「人民大衆」と呼びかけるビラを手渡していた。森崎は、この「人民大衆」という言葉に注目し、労働を通してその身に負ってきた痛みをどうしていくか問い考える過程において発せられた呼びかけのもとに鍛えられようとしている集団の存在に、いち早く気づいていたのである。

4. おわりに

以上を踏まえた上で、本報告では、森崎にとって沖縄を考えるということが、労働するなかで経験されてきた〈痛み〉とどうかかわっていたのかということ問いとして提起した。「アンチ天皇制感覚」（森崎 1971）という小論には、「復帰」を同時代的にどう捉えていたかということに加えて、そのまなざしが生まれる手前において、米軍の占領下に留め置かれた人々が生き延びるためにどのように日々労働してきたのか、その具体的な体験に思いを馳せていた姿が書き込まれている。森崎は自他との出会いと交流の場としての労働に光を当て、そこから既存の関係をどうするか問いつづけてきたのである。だからこそ、自らの生活に根差していない行動を厳しく批判したのである。

最後に再び、冒頭で触れたグアムへのツアーの話に戻そう。グアムや沖縄を訪問し、そこで学ぶことが大事だというのはいうまでもない。だが忘れてはならないのは、日々生活を営むなかでどうやって「わたしたち」と呼べる関係をつくっていくかという問いこそが、日米両政府によって主導されている政治への抵抗を想像／創造的に遂行していくことにもつながりうるということではないだろうか。

「連帯する」という言葉は、いまま運動のなかで地域と地域をつなぐ合言葉のように登場する。米海兵隊移転問題に対して沖縄とグアムのあいだではじまっている交流も、「連帯」という言葉で語られている。そこには、沖縄とグアムと日本本土を往来する私（報告者）、そしてそのなかで書く行為も含まれているという。だが、それがどんな輪郭をもつものなのか、具体的に何をどうしたら連帯につながるのか、まだつかみとることはできていない。

ならば、森崎和江だったらどうするか考えてみたらどうだろう。これを、方法としての森崎和江をどう考えるか、と読み替えてみてもいいだろう。すると、自分の生活を成り立たせているものをその内外から見つめなおし、支配権力によって予め規定されてきた既存の関係性に亀裂を入れ、いまとは別の関係性を想像／創造するということが要求されるに違いない。これはつまり、「わたし」の日々の生活すなわち労働を基盤に据えて、それ自体を問いなおし解体しながら創造していく過程は、沖縄やグアムを考えること、そして連帯することをきりひらいていくことにもつながっていくということではないだろうか。

【文献】

*本文中に指示した各文献の頁数は、以下の各書誌情報の末尾に記載した所収本に拠る。

森崎和江 1959 「坑夫の妻たち」 (『民話』 14号、1959年11月 → 『森崎和江コレクション 精神史の旅 2 地熱』 藤原書店、2008年)

森崎和江 1969 「映画『沖縄列島』について」 (『フクニチ』 1969年9月17日 → 森崎『ははのくにとの幻想婚』 現代思潮社、1976年)

森崎和江 1970 「民衆における異集団との接触の思想」 (谷川健一編『叢書わが沖縄 6 沖縄の思想』 木耳社、1970年)

森崎和江 1971 「アンチ天皇制感覚」 (『現代の眼』 12巻9号 → 森崎『異族の原基』 大和書房、1971年)

森崎和江 1977 『まっくら』 (三一書房、1977年)

森崎和江 1982 「詩を書きはじめた頃」 (『詩集「風」』 → 森崎『詩的言語が萌える頃』 葦書房、1990年)

太平洋を越えるベトナム反戦運動の経験と思想

沖縄におけるアメリカ人反戦活動家、留学生、反戦兵士による軍隊「解体」の試み
大野光明 (滋賀県立大学)

1. はじめに

1965年の米軍による北ベトナム爆撃開始により、ベトナム戦争は泥沼化し、世界各地の反対運動をまきおこした。日本では素朴な反戦感情から始まる運動が、米軍基地や軍需産業の直接・間接の戦争関与、さらには沖縄の米国統治などを問題化し、日本社会の変革を求める運動へと転じていった。そして、ベトナム反戦運動は国境を越えた越境性をもっていた (油井 2017, 2019)。だが、これまでの研究で十分に注目さ

れていないこととして、日本や沖縄で、米国の反戦運動団体や米国人留学生、反戦兵士らがつながり、軍隊の「解体」を模索した歴史がある。本報告は、資料調査や聞き取り調査の結果に基づき、太平洋を越えて創出された反戦運動の人的ネットワークが、どのように沖縄の基地・軍隊を問い、いかなる介入を果たしたのかを明らかにする。

2. 兵士、アメリカ民間人、PCS の邂逅

米国におけるベトナム反戦運動の特徴の一つに運動主体の多様性がある。政党・政治党派や一般市民だけでなく、学生、学者、ジャーナリスト、宗教者、さらには徴兵登録者や帰還兵、現役の兵士などが運動を担った。本報告で着目する兵士たちの抵抗は、軍隊からの脱走、良心的兵役拒否、上官への抗命、デモや集会など多様であった (Cortright 2005)。米国内で兵士を支援する運動が活発化するのは 1967 年末以降である。兵士の法的権利の擁護・保障を目指す法律相談やカウンセリング活動、地下新聞の発行、コーヒーハウスなどの試みが各地に広がり、軍隊の内と外が呼応するなか運動は興隆した。

当時の日本・沖縄はベトナム戦争遂行の重要な拠点であった。米軍基地・施設は兵士の訓練や休息・保養、治療、部隊の経由、軍事物資の製造・修理など多岐にわたる機能をもった。多くの戦場経験者も滞留し、そのなかには「ベトナムに平和を！市民連合」(ベ平連)などの日本・沖縄の反戦運動とつながる者も出始める。

日本での米兵の運動の成長に影響を与えたのは、米国民間人による活動でもあった。特に大きな意味をもったのは、1969 年 8 月、米国の大学生であったヤン・イクスとアニー・ダーストの来日である。イクスは徴兵拒否者であり、反戦運動や学生運動の経験をもつ活動家でもあった。ダーストは「民主社会をめざす学生組織」

(SDS) に参加した後、台湾留学を経て、イクスの来日にあわせ日本に向かった。2 人は外国人ベ平連などと交流しながら、日本で初めての米兵向け反戦新聞『WE GOT THE BRASS』アジア版の発行、ベ平連神楽坂事務所での米兵向けカウンセリング活動、さらには岩国、沖縄、香港での米兵への支援などの活動に取り組んでいる (イクス・小野 1972)。そして、2 人は日本での運動のポテンシャルを認識し、米本国からの資金や活動の援助を求めた。そのはたらきかけが反戦運動団体、パシフィック・カウンセリング・サービス (Pacific Counseling Service、以下 PCS) による日本での活動につながったのだ。

PCS の前身は 1969 年 3 月、カリフォルニア州モントレイに開設されたウェスト・コースト・カウンセリング・サービス (West Coast Counseling Service) である。この組織はキリスト教聖職者や兵役拒否者などによってつくられ、カリフォルニア州内

のサンフランシスコ、オークランド、タコマなどにも活動拠点を拡大した。そして、イクスとダーストとのつながりからアジアでの活動が計画され、名称も PCS へと変更される。PCS の参加者には、①20 代前半の若者（男女の割合は男性がやや多い）、②米国内の大学を卒業・中退した中産階級出身者、③米国内で兵士向けの運動経験がある、④新左翼の運動・思想を共有、⑤白人、という特徴がある。

1970 年 5 月、PCS はベ平連・神楽坂事務所内にアジア初の事務所を設置した。71 年には左派の法律家組織であるナショナル・ロイヤーズ・ギルド (National Lawyers Guild、以下 NLG) が PCS 活動拠点に弁護士派遣を始めたことで、PCS と NLG はチームを組み、日本（東京、岩国、三沢、横須賀、横田、佐世保）、沖縄、フィリピンで運動を活発化させる。日本では、米国民間人・留学生による個人のつながりをベースとした運動から、より組織的な運動へと転換されていったといえる。だが、米国人留学生が PCS の活動を担ったことも明らかとなっており、両者は重層的な関係にあった。

PCS の運動方針が次のようにまとめられている。①兵士と米国市民の視点から軍隊当局の非正当化と信用の失墜を進める、②軍隊というシステムと「お偉方」

[brass : 軍の高級将校や幹部] に対する兵士の抵抗を支援する、③兵士運動がアメリカ国内および世界各地の広範な階級対立とつながっている点を政治的に啓蒙する、④基地内の闘争を基地周辺の地域コミュニティにおける抑圧された人びとの存在や階級対立につなげることを目指す。つまり、PCS は反戦・厭戦の感情をもつ兵士たちにはたらきかけ、駐留地住民をふくむ世界各地の政治闘争と広くつながり、米国軍隊の「解体」を目指したのだ (PCS 1972)。

3. 軍隊の「解体」の思想と実践

沖縄・コザに PCS 事務所が開設されたのは 1970 年 12 月頃である。72 年には女性メンバーによってコザにウーマンズ・ハウスが開設され、同年 10 月にはキャンプハンセン近くにも事務所が開設されている。3 事務所あわせて 10 名以上のスタッフが駐在する規模にまで成長し、アジア最大の活動拠点となった。事務所はスタッフの事務所や住居スペースであり、誰もが利用可能なオープンスペースでもあった。軍法や兵士の諸権利に関するものから運動・思想に関する書籍、映像、レコードとステレオ、ポスターやチラシが置かれた。

その主な活動は次の通りである。第一に、兵士への法律相談などのカウンセリング活動である。PCS は合法的除隊に関する手続き、将校らによる日常的なハラスメントや差別、軍法会議への対応・弁護などに取り組んだ。第二に、米兵、軍属、沖縄の基地労働者、沖縄や日本の活動家らによる交流と議論の場をつくった。フィルム上映会、夕食会、コンシャスネス・レイジング・ミーティングなどが開かれ、「近くの魚

屋の奥さんまで、中に入って、米国と沖縄の女性の生き方の違いについて、熱心に話し合っているのを見ると、国境、人種を越えた女性の連帯というのが感じられた」との記録も残る（高嶺 1984 : pp. 153～154）。第三に『Omega Press』（1972年1月～75年4月）などの定期刊行物の編集と発行である。兵士の給料日や週末に路上などでまかれ、配布活動には米兵も配布に参加している。そして、第四に、沖縄の反基地運動や平和運動への連帯である。PCSは沖縄の人びとのデモや集会への参加や機関紙での情報発信、米兵向けのアピールなどに取り組んでいる。特に全沖縄軍労働組合の闘争には強い共感が示された。

では、沖縄での基地・軍隊の「解体」とはどのような実践であったのか。PCSは「解体」の契機となる裂け目を認識し、はたらきかけている点に注目したい。一つにはレイシズムである。ベトナムでの有色人種への虐殺行為や沖縄の軍事占領がレイシズムに立脚しているとの認識が示されている。また、戦争と軍隊が人種的なヒエラルキーのもとで遂行されているという現実、なかでも黒人兵士が優先的に徴兵される差別構造が問題化された。二つめにはセクシズムである。駐留地のバーで働く女性、売春婦、兵舎や事務所で単純労働に従事する女性たちの存在はその象徴であった。セクシズムは米軍男性兵士による駐留地の女性への暴力として、また、女性パートナーや基地内の女性労働者に対しても作用していることが問題化された。三つめに、帝国主義と軍隊という問題系である。戦争と軍隊は米国の帝国主義と密接不可分であるという視座から、ベトナム、沖縄、ラテンアメリカ、中東、アフリカにおける介入を批判し、米本国における兵士、女性、労働者、第三世界出身者への暴力と搾取とつながる問題として論じられた。そして四つめに文化という闘争の場である。たとえば黒人兵士のヘアスタイルや言葉づかい、身振り、音楽やダンスなどが軍によって厳しく管理・抑圧されていることが問題化されている。

これら4つは、基地・軍隊の基礎にあり、かつ、人びとを抑圧するポイントであるがゆえに、軍隊内部の矛盾と緊張であった。この裂け目は兵士、兵士の家族、沖縄の労働者や一般市民の経験をつなげるポイントでもあったといえる。軍隊「解体」とは、基地・軍隊を成り立たせている人・社会のありようをとらえ、その組みかえを試みることで、軍隊というシステムを揺さぶる実践であったのだ。

4. 今後の課題

本報告では沖縄における米国民間人や留学生、PCS、兵士らによる軍隊「解体」の試みを追ってきた。冷戦体制下で軍事化され、ベトナム戦争の前線機能を担わされた沖縄は、脱軍事を希求するさまざまな人びとが往来し、集まる場でもあった。それぞ

れの立場から冷戦に規定された自らの生を変える実践が交差し、共鳴していたのである。

本報告に対しては参加者よりたくさんの質問があり、今後の調査課題も明確となった。PCSの運動がより「民主的」な軍事組織作りに利用される面はなかったか、沖縄の人びとはPCSや反戦兵士らの運動をどのようにとらえていたのか、PCS終了（1977年）のプロセスと参加者のその後のライフヒストリー、などである。有益なコメントにあらためて感謝申し上げるとともに、ひきつづき研究を続けていきたいと思う。

【文献】

イクス、ヤン・小野誠之（鶴見俊輔編訳） 1972『戦争の機械をとめろ！』（三一書房）

大野光明 2019「太平洋を越えるベトナム反戦運動の軍隊『解体』の経験史」（『立命館平和研究』20号）

高嶺朝一 1984『知られざる沖縄の米兵』（高文研）

油井大三郎 2017『ベトナム戦争に抗した人々〈世界史リブレット125〉』（山川出版社）

油井大三郎 2019『平和を我らに：越境するベトナム反戦の声』（岩波書店）

Cortright, David, 2005, *Soldiers in Revolt*, Chicago: Haymarket Books.

Pacific Counseling Service, 1972, “Report on the Pacific Counseling Service.”

1960年代の日本の対米キューバ政策

—「キューバ糖依存説」の再検討—

ロメロ・イサミ（帯広畜産大学）

1959年の革命の勝利後、フィデル・カストロ（Fidel Castro Ruz）率いるキューバ革命政権は、大規模な農地改革の施行を発表し、農地を多く所有していた米国の大地主の所有地の接収を展開し始めた。これに加えて、長年の「対米依存」問題を解決するために、米国と対立していたソ連に接近した。これを警戒したアイゼンハワー

（Dwight D. Eisenhower）政権（1953～61年）は、1961年1月3日、革命政権との国交を断絶し、続くケネディー（John F. Kennedy）政権（1961～63年）は、キュー

バに対する経済制裁を展開した。また、1962年には中南米諸国と連携しながらキューバを米州機構から追放し、「西側陣営」の同盟国にも同様の協力を求めた。

しかし、同盟国の指導者たちは米国の対キューバ「封じ込め」政策から距離を置き、革命政権との国交を維持した。ただし、その動機付けには相違点があった。

例えば、アドルフォ・ロペス=マテオス (Adolfo López Mateos) メキシコ大統領 (1958～64年) は、親キューバ派の左派勢力の激化を抑えるために、自ら「革命政権の友」を演じた。ジョン・ディーフェンバカー (John G. Diefenbaker) 加首相 (1957～63年) とハロルド・マックミラン (Harold Macmillan) 英首相 (1957～63年) の場合、彼らはケネディーが抱いていた「キューバ脅威」には共感せず、「ソ連接近」を阻止する最適の手段が革命政権と貿易関係を維持することだと考えていた。一方、スペインのフランシスコ・フランコ (Francisco Franco) 総統 (1936～75年) は、キューバとの貿易関係を重視していたが、カストロに対して個人的なシンパシーを持ち、深い西米関係の存在からも国交を断絶はできなかった。

では、日本はどのように対応したのだろうか。安全保障を米軍に大きく依存する日本にとってキューバとの国交や貿易関係を維持することは大きなコストであった。しかし、それにもかかわらず、池田勇人首相 (1960～64年) は、対キューバ貿易を部分的に修正するものの (民間企業に貿易取引を自粛することを要請)、他の同盟国と同様な政策を進め、友好関係を確立した。このような政策をその後の政権も維持した。

このような政策をなぜ選択したのだろうか。池田自身は、フランコ総統のようにカストロに対して個人的なシンパシーはなかった。またロペス=マテオスのように、「キューバ問題」が国内左派を激化する状況を抱えていなかった。そう考えると、英・加の首脳のように、経済的な理由が政策決定に関係していたと考えられる。つまり、池田の政策は、キューバとの政治問題を棚上げし、貿易に専念した一種の「政経分離」であった。

このトピックについて先行研究では、当時キューバは日本にとって最大の砂糖輸入先の国であり、米国の要望によって、その資源を失うことができないことから国交を維持したと説明されている。これが「キューバ糖依存説」である。しかし、この説明にはいくつかの問題点がある。本報告では、外交史料を軸に1930年代から1960年代までの日米関係を説明しながら「キューバ糖依存説」を再検討した発表内容を要約したい。

現在、日本の砂糖の国内供給量において国産砂糖が占める割合は38%である (北海道のテン菜糖が多い)。一方、海外砂糖が占める割合は62%である (そのほとんどがサトウキビの原料糖である)。主に、タイ (56%)、豪州 (39%)、グアテマラ (5%) などから購入している。ここでわかるように、日本の砂糖市場が海外に対して

比較的高い依存を維持し、この3カ国以外の国からはほとんど輸入していないと言える。

しかし、1959年のキューバ革命の勝利前後においては、海外依存は現在よりも高く、キューバの存在が大きかった。実際、占領期（1945～52年）において日本の砂糖の約半分がキューバ糖であった。

ところで、キューバ以外の国から輸入はできなかったのだろうか。1945年以降、多くの砂糖輸出国は欧州諸国の旧植民地であり、旧宗主国とクォーター制を設定していた。その結果、わずかに残った量を国際市場で取引していた。キューバの場合、米国とクォーター制を設定していたが、それでも砂糖を生産する力があつたことから国際市場でも多くの量を取引することができていた。したがって、太平洋戦争（1941～45年）の敗北によって、アジア太平洋の植民地を失った日本にとってキューバ以外の選択肢はなかった。

そして、さらに大きな要因となるのがGHQの存在であった。占領軍は飢餓対策としてキューバ糖と台湾糖を購入し、この2カ国が国内市場を支配することになる。この状況は日本の国際社会への復帰以後も変わらず、安い価格で購入できるキューバ糖の存在が確立し、日本は米国に次いで、キューバ糖を最も輸入する国となった。

もちろん、日本政府はキューバ糖以外の資源を模索していたが、上手くいかなかった。生産力の観点からキューバの代わりになる国は豪州であったが、この国は英国に砂糖を多く輸出していた。しかも、太平洋戦争の影響で日本に対して大きな不信感を抱いていた。一方、地理的に近い東南アジアの場合、当時は現在のような生産力がなく、砂糖の質が低く、値段も高価であった。最後に、ブラジルとペルーは米国や欧州に砂糖を売り、キューバの代わりになる量を輸出できなかった。

以上、こうした状況から1961年に米国が池田政権下の日本につきつけたキューバとの国交を断絶せよという要望は、多くの砂糖資源を失うことを意味していた。結局、日本政府は米国の対キューバ「封じ込め」政策から距離を置いた。これが先述した「キューバ糖依存説」であるが、このような見方には、いくつかの問題がある。

第1に、多くの研究の説明は二次史料を基準にしている。実際、日本政府がどのように砂糖政策や対キューバ政策を形成したのかを一次史料を使用して説明していない。それだけではない。実際、日本外交史の研究において日米関係のみならず、日本・中南米関係を一次史料から分析した研究は極めて少ない。

第2に、「キューバ糖依存説」は当時の砂糖市場を全体的に分析しているものの、その特徴を細かく見ていない。特に、台湾と豪州の存在を無視している。つまり、「キューバ糖依存」を過大評価している。

第3に、対キューバ政策を分析する際、当時、日本政府が展開していた対ラテンアメリカ政策を見落としている。確かに砂糖問題においてキューバの存在は圧倒的であったが、それは当時の日本政府の対ラテンアメリカ政策の一部にすぎなかった。その全体像からキューバの重要性を考えてはいない。

第4に、当時、優先課題の一つであった「貿易不平等問題」の解決を見落としている。日本政府は戦争の影響で失った貿易関係の修復を急ぎ、戦争賠償を放棄した中南米諸国や西欧諸国との貿易協定の締結を目指していた。その中で、GATT加盟国であったキューバの存在は重要であった。その観点から見ると、砂糖資源の維持ではなく、対キューバ貿易赤字の解決が優先課題であった。特に繊維を輸出したかった。つまり、シンプルに日本はキューバの砂糖を購入するのではなく、戦後の「不平等状況」を変えるために、キューバとの関係を維持する必要がある。その意味で、砂糖は説明の一部にすぎない。

本報告では、以上の問題点を日本のみならず、キューバ、米国、メキシコなどの一次史料を通じて説明した。その全体内容的は以下の通りである。

日本とキューバの正式な関係は1929年に成立し、1931年に「貿易協定」を締結する。その結果、日本は優先的に繊維を輸出することができるようになり、キューバの対日貿易赤字が増加する。これを受けて、1935年にキューバ政府は「大統領令1098号」を宣言し、日本の繊維品に対して「差別待遇」を設け、これは日本の国際社会への復帰後も維持された。

そして1952年11月に入ると、フルヘンシオ・バティスタ (Fulgencio Batista) 大統領 (1952～59年) は、吉田茂首相 (1948～54年) の日本側に貿易協定を提案した。吉田政権は「差別待遇」の撤廃を念頭に置き、翌年3月に使節団をキューバに派遣し、日玖貿易協定の締結案が浮上した。そして、1954年5月から7月までにワシントンDCで両国の代表が交渉するものの、日本側が砂糖輸入の増加を拒否し、キューバ側が日本繊維品への「差別待遇」の撤廃に応じなかったことから交渉は決裂する。

しかし、それにもかかわらず、バティスタは日本側に日玖貿易協定の締結を提案し続けた。1955年8月には、鳩山一郎首相 (1954～56年) に対して、日本が年間30万トンのキューバ糖を購入すれば、日本の繊維品への「差別待遇」を一部削除することを提案した。鳩山政権は応じなかったが、翌年5月には、キューバが、「ガット35条」が認める「差別待遇」を変更すれば、交渉する意思があると伝えた。一方、岸信介首相 (1957～60年) は、キューバとの交渉に関心を示さなかった。ガット加盟国と特別な貿易協定を締結すれば、他のガット加盟国との交渉に良くないと判断したからである。

ところが、1957年8月、バティスタ政権は関税法を改正することを宣言した。その結果、日本のようにキューバと貿易協定を締結していない国は、1958年1月以降、もっとも高い関税の対象になると宣言した。結局、岸政権は1958年2月に日玖暫定貿易協定（Modus Vivendi）を締結し、正式な貿易協定の交渉が決まるまで、日本繊維品への「差別待遇」は維持されるものの、繊維品以外への低い関税は保証された。

そうしたなか、1958年4月以降、キューバ内政が不安定になり、国内におけるカストロの革命勢力への支持が高まり、翌年1月にはバティスタはキューバから逃亡した。岸政権は革命政権を正式なキューバ政府と承認した。カストロは日本との貿易協定に前向きであり、バティスタとは異なり、親日路線を展開した。結局、様々な問題点を乗り越えながら岸政権は、1960年4月に日玖貿易協定の締結に成功した。ここでは、日本の繊維品の「差別待遇」と「ガット35条」の待遇も撤廃され、密約として日本側はキューバ糖を定期的に購入することを認めた。

以上、一次史料から日玖関係を分析すると、「キューバ糖依存説」が述べてきた砂糖の重要性は存在するものの、日本政府は砂糖よりも、キューバが長年行なっていた対日「差別待遇」の撤廃を優先課題にしていたことがわかる。それを考えると、米国の対キューバ路線に従うことは、すべての努力をゴミに捨てるものであり、受け入れることができなかった。砂糖とともに、この点が国交の維持を説明する要因であると筆者は考えている。

沖縄の韓国人慰霊塔建設をめぐる政治力学

成田千尋（日本学術振興会特別研究員）

本報告は、1975年に韓国政府によって沖縄県営平和祈念公園に「韓国人慰霊塔」が建設されるまでの過程を、沖縄返還前後の沖縄と韓国の関係や、沖縄戦をめぐる沖縄社会の認識の変化との関わりから明らかにすることを目的とした。現在報告者は、米軍統治下の沖縄にも戦後に残留を余儀なくされた朝鮮半島出身者（在沖コリアン）が少数ながら存在していたことに焦点を当てつつ、冷戦体制下の韓国・沖縄関係について実証的に明らかにすることに取り組んでおり、本報告はその一部である。ただし、在沖コリアンについては不明な点が多く、統計的な史料も存在していない。このため、「1万余名」の朝鮮半島出身の犠牲者のために建てられたとされる韓国人慰霊塔の建設経緯が書かれた韓国外交文書を詳細に検討することとした。

なお、韓国人慰霊塔建設に関する先行研究としては、シン・ジュベクによる「韓国近現代史と沖縄：傷痕と記憶の連続と断絶」（『韓国民族運動史研究』50、2007年、

韓国語)があり、韓国人慰霊塔建設事業は、1970年代以降の北朝鮮との体制優越競争の中で、北朝鮮を排除し、勝利しなければならないという次いで建設したものであったことが明らかにされている。また、復帰前後の朝鮮人に関する言説と沖縄の社会状況の関係については、呉世宗『沖縄と朝鮮のはざままで：朝鮮人の〈可視化／不可視化〉をめぐる歴史と語り』(明石書店、2019年)において考察が行われている。しかし、韓国人慰霊塔建設と沖縄の当時の社会状況との関係について詳細に論じた先行研究は管見の限り存在していない。本報告では、韓国の外交文書及び沖縄の新聞等を使用し、韓国人慰霊塔がいかなる政治力学の中で建設されたのかを明らかにすることを目指した。

まず、日本返還前の沖縄と韓国との関係について概観した。戦後の沖縄は、中華人民共和国の成立及び朝鮮戦争の勃発を契機として、アジアの安全保障という観点から重視されるようになった。朝鮮戦争前後から沖縄の基地建設工事は本格化し、米軍は沖縄基地を補給・出撃基地として使用した。朝鮮戦争の休戦後も、1953年10月の韓米相互防衛条約締結により、沖縄が同条約の適用地域となったため、朝鮮戦争中から沖縄の安全保障上の重要性を認識していた韓国政府(李承晩政権)は、その後も沖縄を「反共の要」と見なした。韓国政府は、同様の理由から沖縄を重視していた中華民国政府とも協力しつつ、アジア民族反共連盟への琉球代表参加の試み、沖縄との交易関係樹立などにより、沖縄との直接的な連携を模索することとなった。李承晩政権退陣後に成立した朴正熙政権も、当初は李承晩政権と同様に貿易の拡大などによる沖縄との直接的な関係強化を意図したが、1960年代後半に日米間で沖縄返還交渉が本格化したことにより、沖縄基地の機能維持を求め、日米両政府に積極的に働きかけを行った。

一方、1968年以前は琉球政府の長である行政主席がUSCAR(琉球列島米国民政府)によって任命されていたため、琉球政府と韓国政府の間には、USCARの管理のもとで主に通商を通じた関係が構築された。しかし、1968年11月の初の主席公選選挙において、「即時無条件全面返還」を主張する屋良朝苗が主席に当選すると、基地撤去を求める琉球政府と沖縄の基地機能維持を求める朴正熙政権とは、間接的に対立するような状況に置かれた。一方で、沖縄戦を民衆の立場から再構成する記録運動が1960年代後半から開始され、その中で沖縄戦中の朝鮮人に関する証言が現れ始めたのに加え、1969年に沖縄の地元紙が終戦直後に発生した久米島の朝鮮人虐殺事件を大きく報道し、社会的にも関心が集まった。また、沖縄返還が具体化するにつれ、返還に伴う在沖コリアンの身分の変化が問題になり、1970年11月には、米軍関係機関の勤務者などを中心に在日本大韓民国居留民団沖縄県地方本部が結成された。こうして、沖縄

と朝鮮のつながりが住民の間でも少しずつ可視化されていく中で、沖縄は1972年5月に日本への返還を迎えたのである。

それでは、沖縄返還前に沖縄戦中の朝鮮人の犠牲が可視化されたことは、いかに「韓国人慰霊塔」建設に結びついていったのか。沖縄の日本返還後、これまでUSCARの厳格な出入域管理政策によって渡航を妨げられていた在日本朝鮮人総連合会（以下、朝鮮総連）の沖縄訪問が可能になったことは、韓国政府にとって大きな懸念材料となった。韓国政府は、1972年3月に那覇に韓国領事館を設置し、「朝鮮総連と北朝鮮の浸透工作阻止」などもその任務とした。その後、同年8月15日から9月4日にかけて、弁護士の尾崎陞を団長とし、朝鮮総連からも4名が参加した「第二次大戦時沖縄朝鮮人強制連行虐殺真相調査団（以下、真相調査団）」が沖縄を訪問したことが、韓国政府を刺激することとなった。真相調査団の調査には、屋良沖繩県知事をはじめ、民主団体なども協力し、県内でも高い関心を集めた。その調査結果は同年10月に報告書としてまとめられ、朝鮮人に対する差別、迫害が具体的に明らかにされるとともに、沖縄の研究者の間では強制連行された朝鮮人を数万人と推定していることなどが公表された。また、これを機に沖縄では9月に朝鮮総連沖縄県本部が発足し、結成時期は不明だが、日朝国交正常化沖縄県民会議も結成されるに至った。

朝鮮総連が沖縄で活動を始めた翌年、富村順一が沖縄戦で犠牲となった朝鮮人の慰霊碑の建設活動を始めたため、韓国政府はさらに危機感を強めた。富村は、1930年に沖縄県に生まれ、久米島朝鮮人虐殺事件の犠牲者となった具仲会氏と幼少期に交流を持った。その後1955年頃に上京し、1970年7月には東京タワーを占拠し、沖縄に対する日米の植民地主義と朝鮮人差別を告発するという事件を起こした。富村はこの事件により刑務所に入所したが、1973年3月に出所した後、文集の出版などにより募金活動を行い、久米島事件の犠牲者の慰霊塔建立に向けて作業を開始した。文集の一つに、朝鮮人の慰霊塔の建立は「永年の私のいのちの悲願であり、東京タワー決起も、その悲願のしからしめた業でありました」、と事件と慰霊塔建設の関連が述べられているため、これは富村の個人的な思いから出た行動であったと考えられる。しかし、韓国側は富村の活動を朝鮮総連の活動と直結したものと捉え、北朝鮮による塔建設を目的とした浸透を防ぐために、先に慰霊塔を建設しようとするのである。

1974年3月、韓国外務部長官は、北朝鮮による慰霊碑建設に関する情報確認のため、駐日大使館に沖縄現地調査を指示した。これを受け、ヤン・グソプ参事官が3月半ばに沖縄を訪問し、真相調査団の報告書をもとに聞き取り調査などを行った。この際、ヤン参事官は、富村の募金活動を朝鮮総連によるものと認識し、「専門研究者の意見によれば少なくとも1万人前後が犠牲になったと考えられる」として、朝鮮総連が慰霊塔を建立する前に慰霊碑を建てることを建議した。これを受け、韓国外務部は

3月末に、「意図的な口実で沖縄に浸透を目論んでいる北朝鮮の策動を完全に封鎖する」ことを主目的として慰霊塔を建設するために、迅速に現地調査などを進めた。

ところが、同時期に富村及び韓国政府とは無関係とみられる韓国国立民俗舞踊団及び日本創作舞踊団が、同じく沖縄に韓国人戦没者慰霊塔の建立を計画していることが沖縄の地元紙の報道により判明した。報道によれば、両者は建立予定地の糸満市に協力を要請し、糸満市も霊地の提供作業に取り掛かっていた。韓国外務部は4月末、両舞踊団との協力も視野に入れ、報道の真偽を確かめるよう駐日大使館に指示し、これを受けてヤン参事官が民団関係者などとともに再度沖縄に出張し、舞踊団関係者の糸満市訪問について確認するとともに、市長から慰霊塔建立への協力を取り付けた。また、朝鮮総連や日本の革新系が妨害するのを防ぐため、なるべく遺族代表や日本人篤志家を交渉の一線に立たせることが良いと外務部に建議した。その後さらに詳細な検討が行われ、①駐日大使館と民団幹部で構成された慰霊塔建立委員会を東京に設置し、表面的には民団が自立的に建立しようとしているという認識を内外に与えるよう努力すること、②政府が総額米貨10万ドルを政府予備費から補助し、残余経費は民団の募金運動によって充当することなどが6月に大統領の裁可を得て決定された。その後の実務者会議において、使用経費、碑文作成など具体的な問題についても決定されたが、建立許可については日本創作舞踊団関係者の名前で取得する一方、舞踊団側には韓国政府が推進しようとしてきた慰霊塔建立計画は秘密維持のために具体的に知らされず、作業はこの間二元的に推進された。11月に韓国政府側の建立委員会と日本及び韓国の舞踊団関係者の委員会を統合する形で新たに慰霊碑建立委員会が結成されると、慰霊碑建立は「どこまでも韓国国民によって推進されなければならない」という理由から、日本人関係者の役割は顧問に限定されることとなった。

その後、1975年4月に慰霊塔の起工式が行われ、9月には除幕式が開催された。ただし、朝鮮総連が事前に反対声明を発表したため、朝鮮総連や革新系の人々の妨害を恐れ、厳重な警備態勢が敷かれた。これに対し、社会保健部の高在泌長官は挨拶の中で、「これを機会に日本国民との友好をさらに深め、再び戦争を起こさないよ(う)に努力するのが霊を慰める」ことになり、「それが本当のねらいでもある」と述べた。しかし、全体としてみれば、韓国政府は北朝鮮の沖縄への影響力拡大や、朝鮮総連に協力的であった沖縄の住民の反発を懸念して、早く碑を建設することにのみ関心を集中させていたといえるだろう。報告後の質疑の際に頂いたコメントを踏まえ、さらに多くの史料を検討し、当時の状況を明らかにすることを今後の課題としたい。

『同時代史研究』第14号の投稿原稿の募集について

同時代史学会編集委員会

『同時代史研究』第14号(2021年7月刊予定)の投稿原稿募集は、以下のようなスケジュールとなります。

2020年7月31日(金) 投稿原稿のエントリー締め切り

投稿をご希望される方は、電子メールで編集委員会宛に、名前・所属・題名をご連絡ください。

アドレス: journal@doujidaishi.org

なお、会員以外の方は投稿できません。非会員は投稿前に入会の手続きが必要です。

2020年10月20日(火) 投稿原稿・要旨提出の締め切り

原稿と要旨(800字程度)を、それぞれ3部ずつ提出してください。

送付先は以下の通りです。封筒表紙に「同時代史学会学会誌原稿在中」と朱書きして下さい。当日の消印まで有効です。

〒422-8529 静岡市駿河区大谷 836 静岡大学教育学部 黒川みどり

あわせて締め切りまでに、原稿・要旨のPDFファイルを、編集委員会宛に電子メール添付にてご送付ください。原則として投稿後3ヶ月以内に審査結果をお伝えします。掲載決定後は掲載決定証明書を発行できますので、ご相談ください。

お送りいただいた原稿・電子ファイルは、厳重に管理し、査読後はこちらで破棄いたします。エントリー後に投稿を辞退される場合も、ご連絡をお願いします。

2021年7月末 刊行予定

編集規定、投稿規程、執筆要領などについても、以下のページをご覧ください。

http://www.doujidaishi.org/journal/journal_rules.html

その他、ご不明の点などがありましたら、編集委員会へメールでお問い合わせください。

同時代史学会編集委員会 journal@doujidaishi.org

奮ってご投稿くださいますよう、お願い申し上げます。

<編集後記>

今号の刊行が二ヶ月以上遅れ、同時代史学会 Web ページにおいて本号を先行公開するに至った経緯をここに記しておきたい。今号の執筆者の方々の原稿は、4月初旬には全て入稿されていた。そしてその後、印刷所に版下を提出、4月下旬に刊行、発送の予定であった。

しかしながら、News Letter の印刷所が編集担当の私が所属する大学構内にあり、COVID-19 の感染拡大防止のため大学の完全閉鎖にともない、印刷所は休業することとなった。当初の段階では、閉鎖は4月8日から4月21日までの予定であり、代替の印刷所を探すことを行わなかった。

ところが、その後、5月6日、5月20日、5月31日と三度にわたり、大学の完全閉鎖の延長がなされ、今号が印刷できない状況に陥った。この事態をうけて4月中旬より理事会メーリングリスト上で審議を行い、5月23日の理事会での決定を受け、執筆者の許可を得て、Web における先行公開を行うこととなった。

前号でも触れたのだが、News Letter の電子版への移行に関しては、以前より検討されている。しかしその印刷版からの全面的移行に関しては、同時代史学会総会での議論、議決を経ておらず、また国会図書館への納本方法など諸処の解決すべき問題も残されたままである。そこで、今号に関しても印刷版は刊行する。その一方で、Web における先行公開を、電子版移行への試行実験、検討材料としたい。会員の皆様からの Web 版に関する御意見を頂戴できればと思う。

予期せぬ事態とはいえ、会員の皆様、そして特に今号執筆者の方々には、発行遅延により御迷惑をおかけしたことを、編集担当よりお詫び申し上げます。

(文責 岡本公一)

同時代史学会 News Letter 第 35 号

発行日 2020 年 6 月 20 日

連絡先：〒285-8502 千葉県佐倉市城内町 117

国立歴史民俗博物館 原山浩介 気付

harayama@rekihaku.ac.jp